

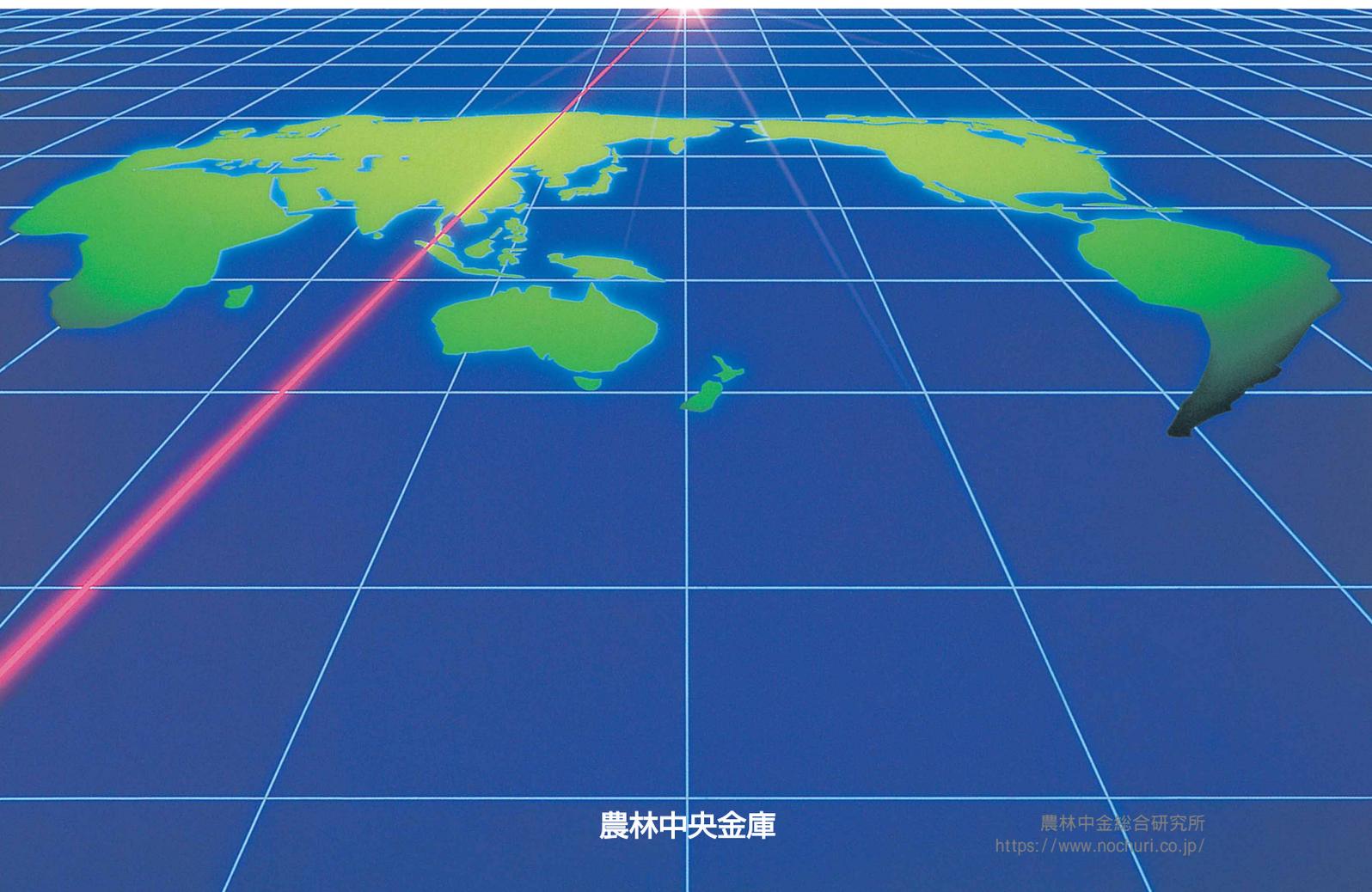
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2019 **3** MARCH

環境変化と農協運営 福島の復興・再生

- 農協の店舗再編と組合員接点の強化
- EUの酪農協における意思決定や利益配分のあり方
- 震災復興と関係人口



なお残る課題と施策の効果検証

東日本大震災の発災、東京電力福島第一原発事故から8年が経過する。2011～15年度の復興集中期間に続き、16～20年度は復興・創生期間と位置付けられ、その終了まで2年となった。

昨年12月に復興庁は「復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理」を発表し、特に福島の復興・再生には中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組むことを示した。農業復興の面においても、福島県における営農再開が限定的で復興にはほど遠いことが、今号の行友論文に指摘されている。

一方、宮城県では、18年度末までに津波被災農地のほぼ全域で営農再開可能となっており、被災地を抱える東北3県の中で最も農業復興は進んでいる。しかし、被災地の農業経営体はソフト面で、またハード面においても、なおいくつかの課題を抱えている。

昨年10月に宮城県の津波被災地で、土地利用型で施設園芸にも取り組む2つの農業法人と、被災地を管内とする2か所の農業改良普及センターを訪問し、震災後に担い手として設立された農業法人等の組織経営体の課題に関して、次のようなお話をうかがった。

ソフト面では、企業的経営にふさわしい組織体制の整備や、計画をたて実績を評価する仕組みの導入等が必要なこと。雇用者の確保や育成、技術力向上が特に施設園芸では課題となっている。ハード面では、ほ場の整備はほぼ終了したが、山土を客土しているため農地の地力が低い、山土が重機で押し固められ保肥力がない、水はけが悪い、地盤が沈下したため塩分濃度が高い、防風林がなくなったため風の被害を受けるなど、農地はなお厳しい状況にある。収支面では、技術や農地の問題がマイナスに影響していることに加え、被災後に補助金で導入した農業用機械のメンテナンスおよび今後必要な更新投資の費用が多額にのぼることが指摘され、さらに収支を支えている水田活用の直接支払交付金の継続性などの不安も農業法人は抱えている。

これらの課題に、訪問した2つの農業法人は、普及センター等の支援も受けつつ、様々な取組みを行ってきた。ソフト面では、外部のコンサルタントとともに経営改善を検討し、また職員向けの勉強会も開催している。ハード面では、土壌改良剤や自家製堆肥の投入による土づくりを継続し、塩分濃度に対応できる品目の転換、風対策として新たな栽培方法も導入した。収支面についても、農機の更新投資に備えた積立の実施や、収益性を高めるための品質向上も図っている。こうした農業法人の努力を超え、なお残る課題については今後どのような支援が必要なのか改めて考える必要があるだろう。

2018年は「今年の漢字」が「災」であったほど、自然災害が続き、各地の農業にも大きな被害がもたらされた。東日本大震災では、農地の復旧工事や農機・施設の整備によって膨大な被災農地での営農再開が可能になったが、8年を経過する今なお農業経営体は多くの課題を抱えている。その要因の一つに施策そのものやその実行上の問題もあるだろう。たとえば、農地復旧を急ぎ客土する土や工法の検討が不十分であったため、復旧後に補完工事や土壌改良が必要となっている事例は多い。また、行友論文は飯舘村の村外での営農再開支援策を紹介しているが、地域の現状にあった柔軟な施策も必要であろう。これらも含めて、東日本大震災で実施された農業復興施策の効果を検証し、今後の災害復旧・復興にも生かしていくことが必要ではないだろうか。

（（株）農林中金総合研究所 常務取締役 斉藤由理子・さいとう ゆりこ）

今月のテーマ

環境変化と農協運営 福島への復興・再生

今月の窓

なお残る課題と施策の効果検証

(株) 農林中金総合研究所 常務取締役 齊藤由理子

組合員のニーズと地域の変化への対応

農協の店舗再編と組合員接点の強化

高山航希 — 2

スペイン、フランス、オランダの酪農協を事例に

EUの酪農協における意思決定や利益配分のあり方

小田志保 — 17

福島事例から考える

震災復興と関係人口

岡山信夫 — 34

情勢

未来へバトンをつなぐ若手農業者たち

——原発被災地における後継者と新規就農者の動向——

行友 弥 — 49

談話室

空白を埋めるだけでは終わらない

福島大学食農学類準備室 教授 生源寺眞一 — 32

統計資料 — 60

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

農協の店舗再編と組合員接点の強化

—組合員のニーズと地域の変化への対応—

主事研究員 高山航希

〔要 旨〕

金融機関の店舗再編はしばらく落ち着いていたが、足下で活発化している。背景には、インターネットバンキングなどの普及により店舗の利用が減っていること、アドバイザー業務など比較的高度な業務が以前より求められるようになり、対応のため店舗を大型化・効率化する必要が出てきたこと、収益が減少しており合理化を進める必要があること、人口減少が予測されていることが挙げられる。

農協においては、さらに、店舗が他業態より小さく、老朽化が進んでおり、立地の状況変化にも対応しきれていないおそれがあるが、店舗は支店活動等のための場でもあるため、再編には組合員の合意形成が鍵になる。

4農協の再編事例は、農協の店舗が持つ課題を組合員が共有することがまず重要であり、新店舗においてアクセス困難な人に配慮し、支店活動等の拠点としての役割を強化することで、地域との距離を縮められる可能性があることを示唆している。

目 次

はじめに

- 1 金融機関の店舗の動向
 - (1) 店舗数の業態別動向
 - (2) 業態別の店舗の規模
- 2 足下の店舗再編活発化の要因
 - (1) 店舗再編の活発化
 - (2) 新しいチャネルの普及
 - (3) 個人リテール金融におけるサービスの比重の変化
 - (4) 業務純益の減少
 - (5) 人口動態
- 3 農協の店舗の特徴
 - (1) 他業態と比較して依然小規模
 - (2) 進む老朽化
 - (3) 立地
 - (4) 組合員活動の拠点
 - (5) 協同組織金融機関である
- 4 店舗業務効率化で渉外力を強化するJA邑楽館林
 - (1) 老朽化への対応が契機
 - (2) 新しい支所エリアと地区分けをして店舗づくりを考えた
 - (3) 効率化により渉外を強化
- 5 新店舗体制で利用者との接点を増やすJAおうみ富士
 - (1) ニーズ変化への対応のため店舗再編を決定
 - (2) 店舗再編の必要性を理解してくれる組合員が増えている
 - (3) 店舗数は減ったが利用者との接点は増加
- 6 総合事業体としての店舗再編を考えたJA信州うえだ
 - (1) 信用事業収支の厳しい見通しが再編の契機
 - (2) 慎重な合意形成プロセスと廃止店舗の活用が特徴
 - (3) 地域の組合員が廃止店舗の再活用の方針を決める
- 7 信用事業と営農経済事業の両面でサービスを強化したJAわかやま
- 8 農協の店舗再編事例からみえてくること
 - (1) 組合員が課題を共有する
 - (2) アクセス困難な人に配慮する
 - (3) 組合員活動・地域活動の拠点としての役割に配慮する

おわりに

はじめに

金融機関の店舗は最も基本的なチャネルとして利用者と金融機関の間をつないでいる。利用者は、預貯金の預入れ、引出し、残高・明細照会、振込といった単純な手続きから、ローンや資産運用の相談といった高度なサービスまで利用することができる。しかし、金融サービスのデジタル化が進んで単純な取引で店舗を利用する人が減少しており、潜在利用者である人口そのものも減少している現在、店舗の再編に踏み込む金融機関が増えている。

他業態と比較すると一般的に農協の店舗は小規模であり、老朽化が進んでいる傾向があるため、再編の必要性を感じている農協も少なくないと思われるが、一方で店舗再編により組合員の利便性が低下するおそ

れがある。何より農協の店舗は地域の組合員活動や支店活動の拠点でもあるため、これらの点について組合員の合意形成をどう進めていくかが鍵になる。

そこで本稿では、まず金融機関が店舗再編を進めている背景について整理する。次に農協の店舗が持つ特徴をまとめたうえで、農協が店舗再編を実施した、あるいは実施している事例への調査を通して、農協が店舗再編を進める場合のポイントについて考察したい。

1 金融機関の店舗の動向

(1) 店舗数の業態別動向

まず金融機関の店舗数をデータから振り返ってみよう。第1表は、データのそろった2003年度以降17年度までの業態別の店舗数をまとめたものである。地方銀行と第二地

第1表 金融機関の業態別店舗数

(単位 店)

(単位 03年度=100)

	本支店および出張所の数					左の指数				
	都市銀行 ^(注1)	地銀+ 第二地銀	信用金庫	信用組合	農協 ^(注2)	都市銀行 ^(注1)	地銀+ 第二地銀	信用金庫	信用組合	農協 ^(注2)
03年度末	2,154	11,374	8,263	1,985	13,415	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
04	2,111	11,088	8,059	1,955	12,875	98.0	97.5	97.5	98.5	96.0
05	2,063	10,888	7,879	1,922	12,154	95.8	95.7	95.4	96.8	90.6
06	1,954	10,782	7,777	1,901	11,521	90.7	94.8	94.1	95.8	85.9
07	1,922	10,695	7,734	1,858	10,418	89.2	94.0	93.6	93.6	77.7
08	1,962	10,694	7,687	1,826	9,780	91.1	94.0	93.0	92.0	72.9
09	1,972	10,694	7,671	1,785	9,198	91.6	94.0	92.8	89.9	68.6
10	1,990	10,655	7,619	1,765	8,901	92.4	93.7	92.2	88.9	66.4
11	2,003	10,616	7,584	1,755	8,995	93.0	93.3	91.8	88.4	67.1
12	2,010	10,617	7,535	1,737	8,708	93.3	93.3	91.2	87.5	64.9
13	2,020	10,575	7,504	1,723	8,650	93.8	93.0	90.8	86.8	64.5
14	2,026	10,558	7,451	1,718	8,628	94.1	92.8	90.2	86.5	64.3
15	2,037	10,548	7,398	1,709	8,464	94.6	92.7	89.5	86.1	63.1
16	2,044	10,546	7,379	1,695	8,314	94.9	92.7	89.3	85.4	62.0
17	2,043	10,519	7,361	1,679	8,131	94.8	92.5	89.1	84.6	60.6

資料 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」、信金中金地域・中小企業研究所「信用金庫統計」、全国信用組合中央協会「全国信用組合預金・貸出金等状況」、農林水産省「総合農協統計表」

(注) 1 都市銀行は、消費者金融会社の買収に伴い出張所数が大幅に増えた年があるため、出張所を除いた数値である。

2 農協は信用事業を営む店舗に限り、また各農協の事業年度末時点の数の合計である。

方銀行は合併によって業態が変わるケースが少なくないため合算している。

期間中、最も店舗数が減った業態は農協である。17年度末の店舗数は03年度末と比べて4割近く少ない。特に最初の7年間、03年度から10年度までは合併が進展していたこともあり減少ペースが速く、この期間だけで3割以上減った。一方10年度以降に関しては、減少傾向が続いているもののペースは緩やかになっている。

農協以外の業態も店舗数は減少しているが、ペースは農協よりも緩やかである。農協に次いで店舗数が減った信用組合でも期間中の減少は15%であり、信用金庫は10%である。経営統合に伴って営業エリアが重なる店舗を統廃合する動きがみられる「地銀+第二地銀」が、全体としてみると7.5%の減少にとどまっているのは、市街地を中心(注1)に新規出店も行われているためであろう。

概して店舗再編の動きは、少なくともこ

こ数年は落ち着いていたといえる。業態別には農協の減少率が大きい、10年度までと比較するとそれ以降は緩やかである。

(注1) 店舗統廃合の手法として、形式上は店舗を廃止せず他の店舗内への移転とすることで、実質的には廃止する「店舗内店舗」が広く使われていることも一因だろう。しかし、全体の店舗数から比較すると店舗内店舗の割合はそれほど多くないと思われる。

(2) 業態別の店舗の規模

次に、1店舗当たりの預貯金残高の推移を業態別に示す(第2表)。

1店舗当たりの預貯金残高が最も大きいのは都市銀行である。都市銀行のみ出張所を含めていないが、出張所数は本支店数の2割程度であるため、それを考慮しても都市銀行が最も大きい。都市銀行の店舗当たり残高は期間中に6割以上拡大したが、店舗数は大きく変わっていないため、預貯金残高の増加の寄与がほとんどである。地銀+第二地銀、信用金庫、信用組合の店舗

第2表 金融機関の1店舗当たり預貯金残高

(単位 億円)

(単位 03年度=100)

	1店舗当たり預貯金残高					左の指数				
	都市銀行 ^(注1)	地銀+ 第二地銀	信用金庫	信用組合	農協 ^(注2)	都市銀行 ^(注1)	地銀+ 第二地銀	信用金庫	信用組合	農協 ^(注2)
03年度末	1,152	209	125	75	56	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
04	1,216	215	131	78	59	105.6	102.7	104.5	104.4	106.3
05	1,259	222	136	81	64	109.3	106.3	108.8	108.7	115.1
06	1,360	226	140	84	69	118.0	107.9	112.1	112.2	123.3
07	1,391	233	144	86	77	120.7	111.2	114.9	115.7	138.5
08	1,380	235	148	89	84	119.8	112.5	118.1	119.7	150.9
09	1,387	240	151	92	91	120.4	114.8	120.1	122.7	163.0
10	1,401	248	154	95	95	121.6	118.6	122.9	126.8	170.8
11	1,441	255	158	98	96	125.1	121.7	126.0	131.2	171.6
12	1,449	264	163	102	102	125.8	126.4	129.8	136.9	182.2
13	1,519	273	166	106	104	131.8	130.5	132.8	141.9	186.9
14	1,591	282	172	109	106	138.1	134.8	137.1	145.4	191.0
15	1,684	291	178	112	111	146.1	139.2	142.3	150.4	199.2
16	1,791	297	183	115	116	155.5	142.0	145.7	154.4	207.6
17	1,909	305	187	119	121	165.7	145.8	149.5	158.9	217.8

資料、(注)ともに第1表と同じ

当たり残高の伸びは、1.5倍前後である。

農協は他業態よりも1店舗当たり残高の伸びが大きく、17年度末までに2倍以上に拡大した。預貯金の増加に加え、店舗の減少率が大きかったことが影響している。とはいえ、他業態と比較するとまだ小規模であるといえる。

2 足下の店舗再編活発化の要因

(1) 店舗再編の活発化

金融機関による店舗再編は全体として比較的落ち着いていたが、17年度以降に再び活発化する兆しがみられる。特に、ここ十数年間店舗数をほとんど変えなかった都市銀行の店舗再編計画は、削減割合が大きいこと注目を集めている。例えば、みずほフィナンシャルグループは24年度までに国内拠点数を現在の2割に当たる100拠点削減し、またテレビ電話やセルフ端末を活用して生産性向上を図るとしている。グループの銀行、信託銀行、証券会社の店舗を合同店舗化し、グループ一体で営業を進める方針も打ち出している。また三菱UFJフィナンシャル・グループも17年度から23年度にかけて店舗数を2割削減する見通しを公表しており、さらにセルフ化を進めた店舗で従来型の店舗を置き換えることにより、窓口を持つ店舗数を5割削減するとしている。

もちろん都市銀行に限らず、地域金融機関においても店舗再編は活発化しつつある。それにはいくつかの要因が指摘できる。

(2) 新しいチャネルの普及

都市銀行が店舗再編方針を打ち出していることの最も大きな理由は、デジタル化の進展による利用者ニーズの変化である。総務省の「平成29年通信利用動向調査」をもとにすると、過去1年間にインターネット利用経験のある人の割合は全体の75%を超え、スマートフォンの保有率もすでに6割を超えている。そのため金融機関の利用者にとって、インターネットバンキングやスマートフォンのアプリバンキングというデジタルチャネルが身近なものになっており、残高照会や振込などの単純な手続きのために店舗まで行かない人が増えている。

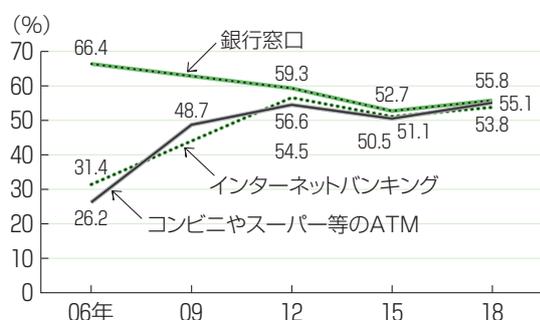
こうした傾向を受けて、金融機関もデジタルチャネルの機能を強化しており、それが利用を一層促している面もある。残高や取引明細をデジタルチャネルで確認することを前提に紙の通帳を廃止（「通帳レス」化）し、口座開設もスマートフォンの専用アプリで運転免許証を撮影して送信すれば自宅にいながらにして完了する金融機関が増えている。さらに、新興企業により、複数金融機関のインターネットバンキング口座の残高や取引情報を集約するPFM（Personal Financial Management、個人資産管理）サービスなど、デジタルチャネルでなければ利用できない新しいサービスも生まれている。

全国銀行協会が実施している「よりよい銀行づくりのためのアンケート」によれば、06年において銀行窓口を年に2回以上利用する人の割合は66.4%であったが、最近の調査時点である18年には55.8%に低下した。

これに対し、インターネットバンキングを年に2回以上利用する人の割合は06年の31.4%から18年は53.8%に上昇した。利用割合の差は06年の35.0ポイントから18年は2.0ポイントにまで縮まっており、ほとんど差がなくなっている。

また、コンビニエンスストアや駅など、人の集まるところに設置されたATMの利用も伸びている。第1図にはコンビニ等のATMの利用割合も示した。こうしたATMは従来型の金融機関ではなく、コンビニチェーンの運営会社が設立した新しい形態の銀行や、ATMサービスが専業の子会社が設置しており、今やほとんどのコンビニにATMがある。そのため利用者は現金を引き出したいときも金融機関の店舗に行く必要がなくなっている。さらに、政府が推進を後押ししている現金を介さない取引、すなわちキャッシュレス化が現状より進めば、そもそも現金を引き出す必要が薄れるため、利用者が金融機関の店舗に行く機会はますます減っていくと思われる。

第1図 銀行のチャンネルの利用割合



資料 全国銀行協会「よりよい銀行づくりのためのアンケート」

(注) 各チャンネルを年に2回以上使う人の割合。年次によって質問内容に若干の違いがあり、特に18年のインターネットバンキングはPC、スマートフォン、タブレット等の媒体別に質問しており、それらの集計値となっている。

(3) 個人リテール金融におけるサービスの比重の変化

新しいチャンネルが普及することにより、日常的で単純な金融取引が店舗業務において少なくなっていくと考えられるが、その一方でローンや資産運用に関する相談などのアドバイザー業務は店舗でしかできないものとして残ると思われる。利用者においても、高齢化に伴って金融機関に相談対応や手続きなどをしてほしいというニーズが高まっていくだろう。こうしたことから、店舗ではアドバイザー業務の比重が増していくと考えられる。

また、店舗には渉外担当者の拠点としての役割もある。近年では利用者のライフプラン、ライフステージや考え方を勘案してニーズに適合した資産運用商品やローン、保険を推進する体制を整える傾向が強い。金融機関が売りたい商品を売りたいタイミングで進める従来型の推進と異なっており、渉外担当者の育成が今まで以上に重要になる。

さらに、コンプライアンスや金融規制の変化に対応するための人材も必要になっている。

金融機関はこうした比較的高度な業務の比重が高まることを考え、まずは対応できる人員を確保するため、店舗業務の効率化が必要になるだろう。さらに、人材を育成したりバックアップしたりするため、組織体制も大きくする必要があろう。そのためには店舗の統合による大型化と効率性向上が選択肢に入る。

(4) 業務純益の減少

第2図は1店舗当たりの業務純益の推移を業態別にみたものである。業務純益とは、貸出による収支のほか、役務取引等収支なども含めた金融機関の本来業務による収支である。

地方銀行の1店舗当たり業務純益は03年度に1.77億円であり、以降はおおむね右肩下がりとなっている。特に直近の17年度は1.27億円と、世界金融危機のあった08年度を下回る低水準となっている。信用金庫もおおむね同様の傾向である。第二地銀も、業務純益の減少が甚だしい08年度を除くと17年度の業務純益が最も少ない。

1店舗当たり預貯金残高が拡大しているにもかかわらず業務純益が低下している理由は、主に低金利である。地域金融機関は貸出残高増加で金利低下をカバーしようとしているが、貸出機会の多い都市部を中心に競合が激化して利回りがさらに下がる要因となっており、金融機関は本来業務で利益を上げにくくなっている。そのために、

経営統合を含めた合理化の一環として店舗統廃合が実施されている。

低金利環境は農協においても共通であり、収益の伸び悩みが店舗再編の背景にあることは後で見るとおりである。

(5) 人口動態

人口動態も店舗再編につながる要素として挙げられる。国立社会保障・人口問題研究所によれば、2040年の世帯数は15年と比較して5%減少すると見込まれ、人口については15年より10~15%の減少になると予測されている。

堀江（2015）は、人口減少の金融機関への影響を業態別にみた場合、特に農協で強いことを指摘している。堀江（2015）は全国の金融機関の本支店の所在地データをもとに、市区町村別の人口変化率を本支店数で加重平均し、営業エリアにおける平均的な人口変化率を業態別に推計している。それによれば、10年から40年までの農協の営業エリアの予想人口変化率は $\Delta 25.4\%$ となっている。農協と同様に中山間地に店舗を多く持つ郵便局でも $\Delta 24.1\%$ にとどまっておらず、農協は最も減少率が高い業態となっている。内田（2006）は管内人口減少率が大きい農協ほど、正組合員当たりの貯金残高や長期共済保有高といった農協の収支・財務構造を示す指標が小さくなる負の相関があることを指摘しており、人口減少は収支見直しを通じて店舗戦略にも影響すると考えられる。

第2図 地域金融機関の1店舗当たり業務純益



資料 業務純益は全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」、信金中金地域・中小企業研究所「全国信用金庫概況・統計」。店舗数は第1表に同じ

(注) 当該年度の業務純益を前年度末の店舗数で除したものを。

3 農協の店舗の特徴

前節では金融機関が足下で店舗再編を進めている背景を説明した。加えて、農協の店舗にはいくつかの特徴的な傾向が指摘でき、店舗戦略を検討する際には考慮に入れる必要がある。

(1) 他業態と比較して依然小規模

1店舗当たりの職員数で店舗の平均的な規模を測ったものが第3表である。

職員数でみても最も大きいのは都市銀行で、地銀+第二地銀と信用金庫はその半分弱、信用組合は都市銀行の3分の1弱の規模である。農協は預貯金残高でみると信用組合と並んだが、職員数でみると信用組合のさらに半分の規模である。他業態が保険窓販を行っていることを考慮して共済事業担当職員数を加えると信用組合と同程度になるが、農協の共済事業には窓口担当職員だけでなく渉外担当職員も多く所属していることを考えると、実態としてやはり農協は小規模といえそうである。

店舗当たりの職員数が少ないと、高度化、専門化が進む業務に対応する組織体制をとることが難しく、また防犯面の懸念が生じ

る可能性もあることから、統合による大型化の必要性を感じている農協は少なくないと考えられる。

(2) 進む老朽化

尾高（2018）によると、農協の有形固定資産の老朽化度合いを示す資産老朽化比率^(注2)は16年度に71.4%まで高まった。90年度の54.3%から比べると大きく上昇しており、店舗設備を含む資産の老朽化が進んでいることが分かる。古い店舗はバリアフリー化が進んでおらず、利用者の高齢化が進んだ現在からすると使いづらいことが多いと考えられるほか、アドバイザー業務のための相談室等が充実していないことや、ロビーの快適さで劣ることなどが予想されるため、更新が望ましい場合があるだろう。

(注2) 有形減価償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の比率である。減損会計を実施した場合はその分を取得価額から除いて計算する。

(3) 立地

店舗が古い場合、居住地域の分布や交通状況の変化への対応が十分でないケースもみられる。全国的なレベルでみると東京や大阪などの大都市圏に人口が集中化していることはよくいわれるが、県レベルやもっと狭い範囲でも市街地に人口が集中する傾

第3表 金融機関の1店舗当たり職員数(2017年3月末)

(単位 人)

^(注1) 都市銀行	地銀+ 第二地銀	信用金庫	信用組合	^(注2) 農協 (信用職員のみ)	※参考 農協 (信用+共済)
36.4	16.7	14.6	11.4	6.8	11.5

資料、(注)ともに第1表に同じ

向がある。新しい道路ができたために交通の流れが変わったことも考えられる。また農業生産者について、一部の担い手への農地の集積が進んでいる地域も多い。店舗の立地が長期にわたって変わっていない場合、地域の現状に対応した店舗配置の見直しが必要である可能性がある。

(4) 組合員活動の拠点

農協の店舗の内容面における大きな特徴は、信用事業や共済事業だけでなく、営農経済事業や生活事業等の拠点としての機能を持つ点である。さらに事業活動にとどまらず組合員活動のための場でもあり、特に近年ではJAグループが推進する「くらしの活動」や「支店協同活動」の拠点ともなっている。店舗再編は店舗数の減少を伴い、組合員や地域住民との距離が広がるおそれがあるため、再編を検討する際にはこうした点について考慮に入れる必要がある。

(5) 協同組織金融機関である

銀行は投資家が所有する株式会社であるため、銀行の決定のみで再編を進められるが、農協は組合員が所有する協同組織金融機関であるため、再編について組合員の合意形成をどう進めていくかが一つの鍵となる。

それでは、すでに店舗再編を行っている農協では、これらの点についてどう考え、対応しているのだろうか。以下では筆者が行ったヒアリングをもとに、農協での店舗再編事例をみていきたい。

4 店舗業務効率化で渉外力を強化するJA邑楽館林

(1) 老朽化への対応が契機

JA邑楽館林は群馬県南東部の館林市、板倉町、明和町、邑楽町、千代田町、大泉町を事業エリアとしており、09年3月、3農協の合併で誕生した。

店舗に関しては、老朽化が合併当初より課題になっていた。一部には築50年近い建物もあり、メンテナンス費用の負担が重くなっていたうえ、組合員・利用者の高齢化への対応として、設備のバリアフリー化を進める必要もあった。また、来店が困難な組合員・利用者が増えることが見込まれたため、渉外担当者を充実させて出向く体制を強化する必要があったが、店舗の規模が小さく、営業エリアも狭かったため、そのための人的余裕がなかった。店舗再編はこれらへの対処を契機としてスタートした。

(2) 新しい支所エリアと地区分けをして店舗づくりを考えた

再編前のJAには22店舗があり、信用事業、共済事業、営農経済事業を行う店舗が20店舗、信用事業と共済事業のみを行う店舗が2店舗あった。JAは検討の末、これを10の信用共済店舗と別途4つの営農経済拠点店舗に集約する再編案を立てた。信用共済店舗は「新・店舗づくり」ビジョン、営農経済拠点店舗は「新・農業ビジョン」に基づきそれぞれ並行して進めることとしたが、

以下では信用共済店舗の再編案について概要を紹介する。

まず、新しい支所エリアとゾーニングを組合員・利用者の人数や事業量を勘案して地区分けすることとした。具体的には、館林市内を5地区に分け、残る地域は行政上の町域をそのまま地区とするため、地区の数は10となった。新しい信用共済店舗の立地は各地区の中心付近で、役場の近くなど交通の便の良い場所とした。再編前店舗のうち2店は中心に近いところにあったため再編後も維持するが、8店は新規に用地を取得して建設する計画とした。

また、JAは再編案の組合員・利用者に対する説明を丁寧に進めた。JAの支部長、女性会、青年部、出荷組合等において開催した座談会で説明した後、14年12月の臨時総代会で提案、承認された。各種会議体においては、「新・店舗づくり」というカラー刷りのパンフレットを配付して、再編案の概要が分かりやすくつかめるようにした。パンフレット冒頭では、JAが店舗再編で「自立した『実行力』のある利用者目線の店づくり」を目指すとし、新しい店舗網で組合員・利用者に質の高いサービスを提供するために取り組んでいくことを提示した。そして、旧店舗が管轄するエリアの小ささを説明し、設備の老朽化や組合員・利用者の高齢化についてはデータで示し、店舗再編の必要性を訴えた。さらに、地図と文章で10の地区分けの概要を示した。

(3) 効率化により渉外を強化

再編事業は15年度から2期6年かけて進める計画で始まった。新店舗は用地取得ができたところから建てており、ヒアリングを行った18年12月時点では2店が営業を始めている。新店舗では店舗内を利用者スペースと職員スペースに分け、利用者スペースを広めにとった。明るくきれいになったため入りやすくなったほか、ユニバーサルデザインの採用で利便性も向上した。

店舗統合による大型化と、それに合わせてオンライン・テラーズ・マシン (OTM) やオープン出納システムを導入したことにより、業務の効率性も向上した。また、出向く体制を強化し、以前より積極的に組合員・利用者とのコミュニケーションを取れるようになった。特に、組合員・利用者から電話連絡を受けて渉外担当者が訪問する体制が好評で、多くの利用があるという。1店当たりの職員数が増えたため、若手の教育が効果的にできるようになったことも大きい。

店舗統合のメリットとして、統合後の店舗で独自のイベントを開催する機会も増え



再編が完了した館林北支所の店内

ているという。イベントの内容は女性会によるお菓子づくり教室、クリスマスのリースづくりやナシの即売会などで、近隣の住民向けにポスティングをして参加を募っている。イベントの開催以外でもイルミネーションの飾りつけを行うなど、店舗を居心地の良い空間にする工夫もできるようになった。

以上の結果、再編が済んだ2店舗で開店の半年後に地区の組合員向けにアンケートを実施したところ、8割以上が新店舗の印象や新店舗を利用した感想として「良い」と評価する結果となった。また、員外の新規利用者も増えているとのことである。

5 新店舗体制で利用者との接点を増やすJAおうみ富士

(1) ニーズ変化への対応のため店舗再編を決定

JAおうみ富士は滋賀県守山市と野洲市を事業エリアとする農協で、97年に3つの農協の合併によって誕生した。店舗再編前には15支店と1出張所があった。

JAは07年に一度店舗の統廃合を行っている。05年に地域の正組合員代表、女性部代表などが中心となって検討を始め、07年に2支店1出張所を統廃合した。

その後もJAは経営管理委員会によって店舗再編の検討を続けた。そのなかで組合員のニーズの多様化に対応するためには店舗を大型化する必要があり、経営の健全性維持や、老朽化した設備を更新するためにも、

店舗再編をさらに行う必要があることを確認した。そして13年度に13支店を6支店に再編する構想が固まり、通常総代会で報告、承認された。新しい6支店は信用事業と共済事業に特化し、一部の担い手に農地の集積が進んでいることから営農経済事業は営農センターに集約することとした。

(2) 店舗再編の必要性を理解してくれる組合員が増えている

JAは「規模の小ささ、採算性の改善、老朽化への対処を考えると店舗再編が必要」という総論から組合員と合意形成を進めていった。あるべき店舗数など具体的な事項は総論が受け入れられてから提案し、最終的には統合後の新支店のおおまかな立地まで段階を踏んで合意を得ていったため、根強い反対はなかったという。こうした手続きを踏むと、「どの支店を廃止するか」ではなく、「地域に新しい店舗を一からつくる、その望ましい姿は何か」という視点に立てるため、再編が受け入れられやすく、また議論にも参加しやすくなると思われる。

07年の再編時には組合員の店舗に対する思い入れが強く、店舗が遠くなることへの反対意見が比較的多かった。13年度の店舗再編は段階を踏んだ合意形成もあって比較的スムーズに受け入れられたが、その背景には組合員の意識の変化もあるのではないかと、いう。JAの組合員には兼業農家が多く、勤務先の企業で事業改革や業務革新に接した人も多いため、農協利用者のニーズや地域の状況が変化しているのであれば、

農協もそれに合わせた再編が必要だという意識がある。

(3) 店舗数は減ったが利用者との接点は増加

再編予定の6支店のうち、現在は2支店が完成し、1支店の建設が始まった段階である。新店舗は旧店舗より広いこと、テラスやラウンジなど快適な空間が増えたこと、子供を遊ばせておけるキッズスペースを設置したことにより、利用者の滞在時間は延びているという。また、店舗が新しく明るくなったことで、若い人が入りやすくなった。こうした結果、店舗再編が完了した地区では利用者との接点が増えている。

新しい支店の取組事項としては、出向く体制の強化、地域の人々が集まる場づくり、相談機能の充実などを打ち出している。

出向く体制の強化とは、具体的には渉外活動の充実や金融移動店舗車の導入等が挙げられる。渉外活動については担当者が月1回組合員等利用者宅を訪問し、接点活動のなかでふれあいと絆を深め、訪問の内容を一層充実させている。目指すのは渉外担当者が組合員の第1次相談窓口となる体制であり、専門的知識のある渉外担当者が、組合員との対話のなかで相談ニーズがあれば、内容によって適切な部署につないでいる。相談に対応できる職員の育成も併せて進めている。

また、長距離の移動が困難になった高齢者向けの金融移動店舗車は15年から運用している。渉外担当者も手配し、様々な相談

を受けることも可能である。地域の人々が集まる場づくりとしては、各支店で「支店ふれあい協議会」を発足し、夏祭りや収穫祭、文化祭などを開催しているほか、地域の組合員とともにくらしの活動を推進している。

6 総合事業体としての店舗再編を考えたJA信州うえだ

(1) 信用事業収支の厳しい見通しが再編の契機

JA信州うえだは長野県の上田市、東御市、長和町、青木村を事業エリアとする農協で、94年の合併によって設立された。合併当初は36の支所と7つの出張所、計43店舗があった。

JAは合併直後から将来の信用事業収益について厳しい見通しを立てていた。03年に将来的な収支見通しと店舗網について改めて検討したところ、店舗再編が必要という結果が得られたため、店舗再編委員会を組織し、07年に7出張所の廃止と支所のスリム化を実施した。支所を母店とその他のブランチ店に分け、ブランチ店には業務効率化のためOTMを導入して職員を1店舗当たり最低4人に減らし、母店に職員を集めたうえで事務・営業を集中化した。

その後08年の世界金融危機を受け、信用事業収益の見通しが厳しいことを再認識したJAは、11年に「中長期経営財務計画」を立てた。計画では、信用事業、共済事業だけでなく営農経済事業を強化することを目

指し、営農経済事業への投資を進めるため店舗の機能、役割、配置を再編する「事業拠点の再構築」を改めて打ち出した。

(2) 慎重な合意形成プロセスと廃止店舗の活用が特徴

11年に始まった事業拠点再構築のプロセス面における特徴は、JA内の役職員と組合員向けの双方で慎重に合意形成を進めていった点である。特に地区別に選ばれている役員（理事）に対しては、早い時期から検討会への参加を要請している。また再編の内容については、再編の対象となった店舗から信用事業と共済事業の窓口はなくなるが、不動産は処分せず、「区域ふれあいセンター」（総称）として地域のために活用することを打ち出した点が特徴である。

検討は12年に始まった。理事会での検討と並行して、各地区の理事の代表を含めたメンバーで構成される事業拠点再構築検討委員会でも検討が進められた。そこでは店舗再編の方針と計画の大枠を定め、詳細な内容は地区ごとに開かれる役員会で検討した。経営合理化の観点から新しい店舗は建せず、また店舗の更新もしないこととなった。再編案は14年9月の理事会で正式に決定された。

組合員向けの説明は13年11月から始めた。地区の運営委員会や組合員懇談会など計167回にわたり延べ2,600人の組合員に対して説明を行った。その際には、窓口を持つ店舗数や区域ふれあいセンターとして廃止店舗を活用することも説明した。最終的に15年

3月の臨時総代会で事業拠点再構築計画が提案され、承認された。

(3) 地域の組合員が廃止店舗の再活用の方針を決める

店舗再編は15年9月に実施し、36あった支所のうち17店で信用共済窓口を廃止した。廃止店舗にはATMを置くほか、JA職員が1人常駐し、相談対応や手続きの取次ぎを引き続き行っている。「区域ふれあいセンター」に関しては、地域づくりにおいて店舗が担うべき役割は地域によって異なるはずであり、JAが活用方針を決めてもうまくいかないと考え、検討とその後の運営は地域の組合員に委ね、JAはその支援に回ることにした。19年1月までに多くの店舗の活用方針が決まっており、一部は利用が始まっている。

そのなかの一つ豊里店は、同じ建物に入る特別養護老人ホーム「ローマンうえだ」と連携して、地域密着型居宅介護施設「豊^{ほう}てん^{うち}殿の家」とふれあいサロン「hinata bocco とよさと」を開設した。「hinata bocco とよさと」はまちづくり協議会、JA女性部、活



「hinata bocco とよさと」店内

性化委員会等の協力によるボランティア組織が運営しており、喫茶店として飲み物や食事を提供しているほか、イベントも開催している。農産物直売所も併設されており、組合員をはじめとする地域住民が集まる場として利用されている。結果的に、窓口廃止前より来店者数が増えているという。

窓口を残置する支所では、渉外活動の質を向上して窓口廃止店舗を利用していた人の利便性が維持されるよう配慮した。また「地区活動」として、清掃活動や子供向けの食農教育イベント、棚田など農業文化の維持のための活動、農産物のブランド化やPRのための取組みなどを、支所と地域が共同で進めている。再編後は、支所長を「地区事業部長」と呼ぶようにしたこともあって、農協の総合事業性を生かした地域づくりが強く意識されるようになったという。事業本部制をとる同JAは、信用、共済、生活、健康福祉の4部が同じ「くらしづくり本部」に所属する形となっており、今後も各事業の連携を重視した取組みを進める。

7 信用事業と営農経済事業の両面でサービスを強化したJAわかやま

JAわかやまは和歌山県和歌山市を事業エリアとする農協で、93年に6農協の合併により誕生し、99年にさらに1農協と合併して現在の形となった。

JAわかやまは合併直後から店舗再編の検討^(注3)を始めた。当時の店舗は旧街道沿いにあ

り、建てられた当初はメインストリートであったが、新しい道路の敷設により通行量が減っていた。また、店舗の規模が小さかったため、業務内容の高度化や土休日の営農経済店舗の営業ニーズへの対応が難しく、防犯体制を強化する必要もあった。

そのため、08年に営農センターの設置と支店機能の再編に着手した。事業エリアを5ブロックに分け、営農センターは1ブロックにつき1店、信用共済店舗は事業量や組合員数、利用者数、また渉外担当者が効率的に回れるかどうかなどの観点から、数と立地を検討した。併せて、OTMやオープン出納システムも導入することとした。

組合員に対しては地区別事業報告会で計画案を説明した。営農センターの設置で高度な営農指導が可能になること、土休日の営農指導や資材の供給が可能になること、また金融共済に関しては立地や規模の課題があり、解決には店舗再編が必要であること、そして新店舗は交通の便が良くなり、渉外力も強化されるため、利便性が高まることを段階を追って説明し、理解を得ることができた。再編計画は09年の総代会でも報告された。

再編は19年1月現在4ブロックが実現し、残る1ブロックの目途も立っている。店舗業務が効率化した結果、渉外力強化も実現し、店舗が遠い組合員には訪問頻度を高め、営農センターによる資材の休日配達も始めた結果、アクセスが困難な人にも便利になっており、好評を得ているという。

(注3) JAわかやまの店舗再編についての詳細は高

山(2017)を参照されたい。ここではその概要を述べる。

8 農協の店舗再編事例から みえてくること

取り上げた4農協は、店舗の老朽化や立地状況の変化、必要とされる業務の高度化などに対応するため、店舗再編を実施している。ヒアリングでみえてきた、農協が店舗再編を進めるうえでのポイントをまとめた。

(1) 組合員が課題を共有する

店舗再編においてまず必要となるのは、現状の店舗網が持つ課題について組合員が合意をつくり上げていくことである。JA邑楽館林、JAおうみ富士、JAわかやまは、抱える課題を組合員に対して説明し、解決のためには店舗再編が必要だという総論のレベルで納得してもらうことから合意形成を重ねていった。JA信州うえだでは、店舗再編について検討する段階から、地区の役員に参加を要請している。

店舗再編の出発点として課題が共有できれば、店舗が遠くなる可能性のある再編計画に納得してもらうことができ、またより良い店舗サービスのため前向きに再編内容の検討を進めていくこともできよう。

(2) アクセス困難な人に配慮する

店舗再編により、店舗が遠くなる利用者、特に移動が困難な高齢者への対応策として、

4農協は渉外活動の充実を図っている。

この点に関して、JA邑楽館林が「電話一本入れてもらえれば出向く」サービスを行っており、好評を博していることは示唆的である。渉外体制の強化とはいっても、必ずしも訪問頻度を一律に高めたりしなければならぬものではなく、組合員や利用者のニーズに適時、的確に対応できる体制づくりこそが求められているのではないだろうか。

また、JAおうみ富士の第1次相談窓口として渉外担当者を位置づける方針は、組合員や利用者との関係を強固にできるうえ、将来的な相談ニーズの高まりにも対応できる体制となっている。

(3) 組合員活動・地域活動の拠点としての役割に配慮する

金融機関の店舗再編は、利用者のライフスタイルの変化に伴って金融サービスにおける店舗窓口の役割が低下していることに適合させる側面があるが、農協の店舗には金融にはとどまらない役割、とりわけ地域活動や組合員活動の拠点、組合員や地域住民との接点としての役割があり、その重要性はむしろ高まっている。

この点については、新店舗でイベント開催頻度を高めることができたJA邑楽館林の事例や、新店舗で支店活動を強化したJAおうみ富士の事例は参考になる。店舗再編は店舗数の減少を伴うものであるが、効率化が達成できれば、組合員や利用者との接点をさらに増やすことができるだろう。

また、金融窓口を廃止しつつも、完全な店舗廃止はせず、地域づくりのための拠点として活用しているJA信州うえだの取組みも、一つの方法として参考になるだろう。検討と運営を組合員をはじめとする地域住民に委ね、農協は支援に回ることで、コストを抑えながら地域が必要とする活動拠点につくり替えることができた。

おわりに

本稿では、金融機関が店舗再編を進める背景について整理したうえで、農協が店舗再編を進める場合に考慮すべき点についてまとめた。組合員や利用者のニーズ、また地域の状況が時代とともに変化したこと

合わせて店舗再編が進められるのであれば、信用事業に限らず、農協と地域のつながりをより強固にすることにも貢献すると思われる。

<参考文献>

- ・内田多喜生 (2006) 「地域の社会・経済環境と農協の収支・財務構造」『農林金融』11月号、15～30頁
- ・尾高恵美 (2018) 「農協における青果物共同選果場の再編に向けた合意形成」『農林金融』12月号、2～16頁
- ・高山航希 (2017) 「利便性向上のための店舗再編——JAわかやまの店舗再編計画——」『農中総研 調査と情報』9月号、22～23頁
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1709re10.pdf>
- ・堀江康熙 (2015) 『日本の地域金融機関経営——営業地盤変化への対応——』勁草書房

(たかやま こうき)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2018

A4判 193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153

発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

<発行> 2018年12月

EUの酪農協における意思決定や 利益配分のあり方

—スペイン、フランス、オランダの酪農協を事例に—

主事研究員 小田志保

〔要 旨〕

EUの酪農協は、国際競争に打ち勝つため販売力強化に取り組んでおり、大規模化等、組織体制を変化させている。これに加えて、生乳の生産調整であるミルククォータ制度の廃止に向け、離農を伴う規模拡大が進んでおり、酪農協と組合員の関係強化はますます重要になっている。

これを背景に、スペイン、フランス、オランダの3つの酪農協について、意思反映の仕組みや利益配分に焦点をあてながら、酪農協と組合員の関係をみた。その結果、意思反映や利益配分では出荷乳量の多い産地が重視されることや、組合員へ還元した利益の一部を組合へ再び出資させる仕組みの発展が確認された。さらに、2万超の組合員がいる大規模組合では、地域性を反映させる分権的な組織体制や、酪農協の役員が地域に出向き事業や経営について説明するような組合員との関係強化の取り組みが注目された。

JAグループにとって、このような事例調査の結果は、資本増強等の農協運営のあり方を考える際に大いに参考になる。加えて、いずれの事例でもこのような組織や運営の工夫が地域の酪農構造やその変化に柔軟に対応するなかで発展していることから、農協の事業や組織の設計は、組合員が参画し評価するなかで、内面的に取り組まれるべきと考えられる。

目 次

はじめに

1 EUの酪農構造と酪農協

- (1) EUにおいて強まる酪農生産の偏在
- (2) EUの酪農協の歴史的な発展
- (3) 組合員との関係性の変化

2 スペイン、フランス、オランダの酪農協に みる意思反映や利益配分

- (1) 組織と事業の概要
- (2) セントラル・レチェラ・アストゥリアス
酪農協 (CLA酪農協)

(3) ソディアール・ユニオン酪農協
(SU酪農協)

(4) フリースランド・カンピーナ酪農協
(FC酪農協)

おわりに

- (1) 事例の注目点
- (2) JAグループが自己改革に取り組むに
あたって

はじめに

EUでは2015年のミルククォータ制度の廃止から、生乳は増産基調にあり、酪農協には輸出を含めた販売力の強化が求められている。そして、販売力の強化には、国際競争に勝ち抜くための乳製品のブランド力を高めることが必要となり、EU各国の酪農協は、大規模な設備投資や意思決定の迅速化に取り組んでいる。

このような経営戦略に対応して、EU各国の酪農協は合併による規模拡大や乳業部門の子会社化を進めているが、こうした組織の変化は、一方で組合員の一部に「農協ばなれ」を引き起こしている。例えば、乳価が暴落した酪農危機の際には、組合内部での解決をあきらめるようになった一部の組合員から、組合の工場前での抗議行動や出荷ボイコットを受けた酪農協もあった。

このように、酪農協と組合員の関係づくりは、EUの酪農協の大きな課題となっている。川下部門を垂直統合するなかで、民間企業との競争に打ち勝つには、組合員である生産者との近さこそ酪農協系統の強みと考えるものの、それが生かされない状況が生じてきたのである。

ただし、組合員との紐帯ちゆうたいを維持し、発展を遂げている酪農協も存在する。本稿ではそうした酪農協の事例について、とくに組合員の意見や要望を事業や経営に反映させる意思反映の仕組みと、出資や利益配分のあり方からみていく。事例に、スペイン、

フランス、オランダの3つの酪農協を取り上げ、主に18年に実施した現地調査や公表資料から検証していく。

(注1) 本稿では、酪農協とその子会社である乳業メーカーを酪農協系統としている。

1 EUの酪農構造と酪農協

まず、主要酪農国が集中する北西欧(EU15)^(注2)について、05年以降の酪農経営体の規模拡大と酪農協の歴史的な発展を概観したうえで、組合員との関係性の変化を述べていく。

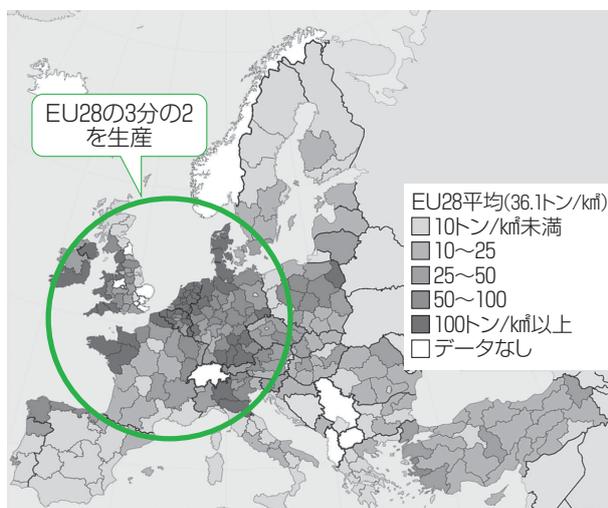
(注2) 04年5月のEU拡大以前の加盟国であるベルギー、デンマーク、ドイツ、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、スウェーデンおよび英国。

(1) EUにおいて強まる酪農生産の偏在 a EU全体での生乳生産量の偏在

05年から15年にかけて、EU全体の生乳生産量は増加傾向にあった。これは、ミルククォータ制度の廃止まで、激変緩和措置として各国の生産割当量が漸進的に追加されたためである。

この生乳生産量の増加は、英国、フランス、ドイツ、オランダ等の酪農主要国に集中しており、EUでは生乳産地が一層偏在するようになってきた。EUの面積あたり生乳生産量は、EU平均では36.1トン/km²だが、イタリア北部、フランス北西部、オランダやデンマーク、ドイツ北部、英国西部やアイルランドには、100トン/km²以上となる産地が多い(第1図)。そして、16年には、EUの生乳生産量の3分の2がこれらの産地

第1図 EU28の面積あたり生乳生産量(2016年)



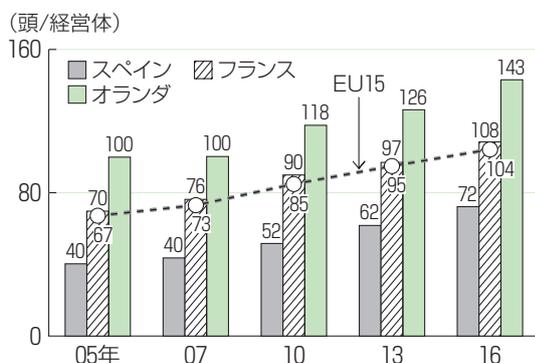
資料 EUROSTAT, Perrot(2017)

を擁する酪農主要国から産出されている。

b 酪農経営体の構造変化

このようなEUの酪農主要国では、生産者の構造変化も進んでいる。EU15、スペイン、フランス、オランダにおける経営体あたり平均飼養頭数(搾乳牛)は、05年以降はいずれも増加している(第2図)。スペインは相対的に大きな変化を経験しているといえる。16年の平均飼養頭数は05年に比べて、ス

第2図 経営体あたり平均飼養頭数(搾乳牛)



資料 EUROSTAT
(注) EU15は04年のEU拡大前の15加盟国。

インでは1.8倍増となっており、これはフランス(1.6倍増)やオランダ(1.4倍増)より大きい。さらに、同期間にスペインでは5割の経営体が離農しており、この割合はフランス(3割)やオランダ(2割弱)を上回る。

この背景には、生乳生産からの利益率の低下がある。酪農主要国が含まれるEU15で、^(注3)乳代から生産費用(減価償却や自作地地代、自己資本利子を含み、家族労働費は除く)を差し引いた生乳生産の利益率をみると、04~06年平均に比べて09~13年平均は44%の低下となっている(European Commission(2018))。

このように、EUの酪農主要国では、酪農経営体の規模拡大とそれに伴う離農が進んでいる。そして、それに伴い、酪農経営体の格差は拡大しており、後述するように組合と組合員の関係性の変化に影響している。

(注3) EUの複合経営体を除く酪農経営体が対象。収入の1割ほどを占める子牛販売額は除いて計算されている。

(2) EUの酪農協の歴史的な発展

つぎに、EUの酪農協の歴史的な発展を述べる。

生乳は毎日生産され、貯蔵性がなく、生産者は搾乳後すぐに乳業メーカーに生乳を受け入れてもらう必要がある。このような生乳の特質から、生産者の価格交渉力は小さく、日本では、農協系統である指定生乳生産者団体が、乳業メーカーとの価格交渉を一元的に担当してきた。一方、EUでは、酪農協は生乳を出荷するだけにとどまらず、その多くが乳業メーカーとして生乳の加工

まで手掛けている。

これは、EUの酪農主要国における酪農協の誕生が、1878年に発明され、バター生産の機械化を可能にしたクリームセパレーターの共同利用のための組合設立がきっかけとなったことに起因している。さらに、同時期の協同組合法の施行は、組織拡大の追い風となった（Bijman（2018））。

そしてEUの酪農協においては、戦後期の1980年代までは、農業、集乳、乳製品製造のいずれにおいても機械化が進むとともに、生産増加のために酪農協間の合併が相次いだ。

しかし、84年にミルククォータ制が導入されたことで、酪農協の経営環境は一転して厳しくなった。生乳の取扱量が固定されたため、酪農協は従来のバルク商品だけではなく、高付加価値品の製造へも、経営資源をシフトさせるよう経営戦略の転換を迫られたのである。

このような経営戦略の転換は、組織の再編・合理化を伴った。新たに、製品開発に向けた設備投資や、ブランド構築に資するマーケティングの強化のため、資本調達力の強化や意思反映の迅速化が必要となり、とりわけ大手の酪農協では、乳業部門の子会社化が進んだ。

そして、足元では、EUにおける酪農協システムの経営環境は、さらに悪化している。ロシアの禁輸措置が続き、EU域内の消費も停滞するなか、15年3月末にミルククォータ制は廃止さ

れ、それを背景に、酪農協系統には一層の販売力強化が求められている。そのため、大手の酪農協系統の間では、製造協定の締結といった、さらなる連携体制構築の動きが活発になっている。

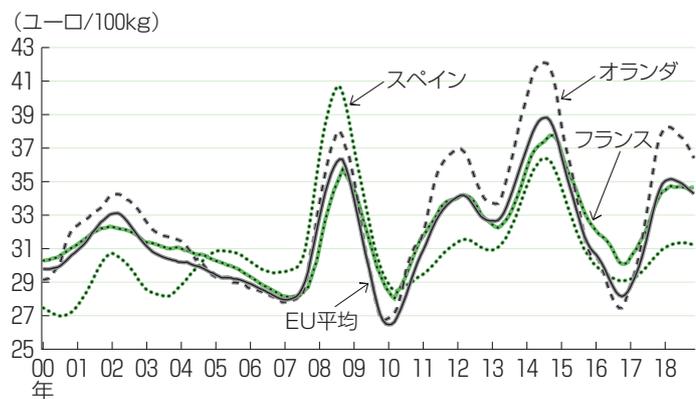
(3) 組合員との関係性の変化

この間の酪農協を巡る環境変化を組合員側からみてみよう。

2000年代には、CAP改革で支持価格水準が引き下げられ、EUの乳価は国際相場に連動するようになり、その変動幅は拡大した。そのなかで、08～09年や14～16年にかけては、再生産価格を下回るほど乳価は下落するようになった（第3図）。

この酪農危機の際には、酪農協システムの組合員も組合に対する激しい抗議行動を繰り返した。例えば、08年4月の、ドイツの大手旧フマーナ・ミルヒユニオン酪農協（現DMK酪農協）の乳業工場の前での組合員によるデモ活動等、報道資料には同様の事例が散見される。

第3図 EU乳価(加重平均)とスペイン、フランス、オランダの平均乳価



資料 EU Milk Market Observatory

こうした大手の酪農協系統における現象の背景には、組合への帰属意識の希薄化がある。基本的には、酪農協の乳価は、組合の総代会にて最終決定がなされるなど、民主的に策定されている。しかし、酪農協の大規模化とともに、組合員は乳価形成にかかる意思反映へ関与している実感を失うようになり、もはや民間企業と酪農協を同一視するようになってきていると考えられる。

さらには、前述のような酪農構造の変化は、飼養規模を拡大する酪農家と後継者不在で離農予定の酪農家という、組合員層の異質化を伴い、そのことは酪農協の適切な設備投資を困難にする。脱退予定の組合員は、十分な見返りが期待できない設備投資よりも、配当としての利益還元を望む。こうして、酪農協は設備投資が難しくなるが、これは、労働者管理企業等とも共通する課題で、経済学ではホライゾン問題と呼ばれている（小野沢（2012））。

以上みてきたように、EUでは酪農構造や酪農協の組織が変化しており、そこでは組合員の帰属意識の希薄化が進んでいる。さらに、こうした変化は、組合員の意思反映や利益配分にかかる問題を招いていると考えられる。

以下では、このような所有と運営にかかる組合員と酪農協の関係性の変化への対応としての、具体的な取組みについて事例から詳しくみていき

たい。

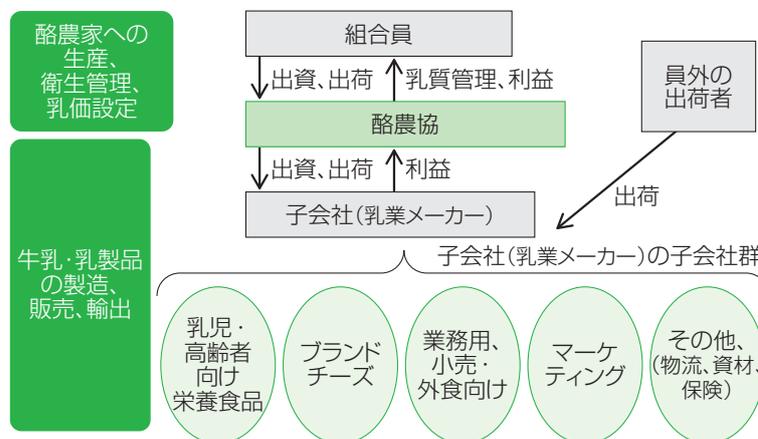
2 スペイン、フランス、オランダの酪農協にみる意思反映や利益配分

事例として、スペインのセントラル・レチェラ・アストゥリアス酪農協（以下「CLA酪農協」という）、フランスのソディアール・ユニオン酪農協（以下「SU酪農協」という）、オランダのフリースランド・カンピーナ酪農協（以下「FC酪農協」という）を取り上げる。はじめに組織と事業を概観し、つぎに組合員の意思反映の仕組みや出資および利益配分について述べる。

(1) 組織と事業の概要

第一に、3つの事例に共通する点を以下で述べていきたい。まず、全て専門農協であり、組合員から集めた生乳を、子会社である乳業メーカーに販売している（第4図）。

第4図 3つの事例の酪農協系統の組織概要



資料 各酪農協のウェブサイト

なお、事例のうち、SU酪農協やFC酪農協は完全子会社として乳業メーカーを所有し、CLA酪農協は子会社（株）CAPSAの8割の株式を保有している^(注4)。

一般に、定款の定めに従い、EUの酪農協には組合員からの出荷を全量受け入れる義務があり、組合員は全量委託を義務付けられ、部分委託は認められない。これは3事例においても同様であり、さらに、事例の酪農協は乳質を厳格に管理し、その理事会等には、組合員が出荷した生乳の乳質管理に関する強い権限が与えられている。

加えて、子会社の利益は、酪農協に還元され、酪農協からは、配当金や乳価を通じて利益が分配される。分配のあり方や乳価決定、また子会社を含むグループ全体の事業の方向性について、組合員には意思決定の権限があるが、乳製品製造は子会社に一任され、意思決定は迅速化されている。

具体的には、酪農協の理事会と子会社の取締役とが、グループ全体の事業や組織の方向性を策定し、それを酪農協の総代会が承認する。なお、3事例はともに輸出等で組合員の所得向上に取り組んでいるが、理

事は農業者か元農業者に限定され、日本の農協法にあるような「農産物販売等のプロ」ではなかった。

また、各酪農協の子会社である乳業メーカーは、チーズのブランド別などの製品ごとに、子会社（酪農協からすると孫会社）を設置している。これは、生乳から製造される多様な乳製品について、それぞれの収益性を可視化させる仕組みであり、他部門の農協にみられない酪農協系統の特徴である（Hanisch and Rommel（2012））。さらに、子会社群には、民間企業との合弁会社も含まれており、資金調達の柔軟性の向上が図られていた。

第二に、集乳量や売上高等から、3事例の相違点について述べていきたい。まず、17年の集乳量は、CLA酪農協は91万トン、SU酪農協は500万トン、FC酪農協は1,100万トンとなっている（第1表）。

つぎに、組合員数は、CLA酪農協では約8千、SU酪農協とFC酪農協は約2万である。ただし、前者では、家長を組合員とする一戸一組合員制であるが、後者は一農場複数組合員制で、3事例の組合員数は単純

第1表 事例となる酪農協システムの概要(2017年)

(単位 万トン、組合員、億ユーロ)

	セントラル・レチェラ・アストゥリアス酪農協(CLA)	ソディアール・ユニオン酪農協(SU)	フリースランド・カンピーナ酪農協(FC)
集乳量	91 -43%アストゥリアス州 -43%ガリシア州 -10%カタルニア州 } 員外	500 -フランス国内全域 -フランスの集乳量の2割	1,100 -オランダ(1,000) -ドイツ(30) -ベルギー(員外)
組合員数	8,100(うち7,000は元農業者)	20,000超(10,800農場)	18,645(12,707農場)
牛乳・乳製品売上高	7 飼料販売等は除く	51 世界第9位の乳業メーカー	121 世界第5位の乳業メーカー

資料 第4図に同じ

に比較できない。また、FC酪農協には、オランダ以外にドイツ等にも組合員がおり、ベルギーの員外からも生乳を調達している。CLA酪農協でも、集乳量の5割超は員外からの調達分である。

さらに、17年のグループ全体での牛乳・乳製品の売上高は、CLA酪農協は7億ユーロ、SU酪農協は51億ユーロ、FC酪農協が121億ユーロである。この売上高のうち、FC酪農協では4割超がEU域外市場であり、SU酪農協では2割強が国外市場と、輸出の割合は大きい。そして、生産調整の廃止により組合員からの集乳量は増えており、今後その出口となる輸出はますます重要になっている。とくにSU酪農協とFC酪農協は、2010年代以降、ブランド力の高い企業の買収や、中国や中東等の輸出先での合併会社の設置等を強化している。

なお、事例では最小規模だが、CLA酪農協はスペインで最大規模の酪農協である。スペインでは、農協制度そのものの発展が北西欧に遅れており、酪農協の組織率（組合員/酪農家、17年時点）も36%と低い。このなかで、CLA酪農協系統は、牛乳、クリーム、バターの国内市場シェアがPB商品について2位と、健闘している。

(注4) 残る2割は、金融機関（LiberbankとCaja Rural de Asturias）。

(2) セントラル・レチェラ・アストゥリアス酪農協（CLA酪農協）

a 組合員の意思反映の方法

CLA酪農協の全組合員は、8つのZona（本項内以下「地区」という）に所属してい

る。全組合員には、生乳を出荷している組合員1,100に加えて、7,000の元農業者である「協力組合員Socios colaboradores」がいる。

スペインでは、定款で定めることで、現役農業者以外にも協力組合員として元農業者に組合員資格を付与できる。CLA酪農協では、2000年前後には、7,000の組合員が27万トンの生乳を出荷していたが、現在は、1,100の組合員が40万トンを出荷するまでに、組合員の酪農構造が変化するなか、離農後も組合員であり続けたい元農業者を協力組合員として受け入れている。^(注5)なお、この制度は、酪農協における急激な出資金の流出を防止する効果もある。

全組合員が所属する8つの地区からは、総代数111人（組合員総代95人、協力組合員総代16人）が選出され、総代会で、1人1票の議決権が与えられている。残念ながら、組合員総代の各地区の定数は、定款に見当たらず不明である。一方、協力組合員総代は、各地区から一律2人ずつが選ばれる。

総代会は理事長、副理事長、書記 Secretarioと9人以上の理事を選任し、理事会は毎月定例会を開く。理事長は組合員に限定されるが、それ以外は、協力組合員でも構わない。また、理事の2人は、協力組合員の代表者と規定されている。

さらに、理事の互選で選ばれた4人は監査委員会を組織し、毎月の業務を監督する。

以上のように、CLA酪農協では、上限はあるものの協力組合員にも意思反映の機会が与えられている。このような仕組みについて、CLA酪農協の役員は、現役農業者と

元農業者におけるバランスのとれた意思反映の仕組みであるとみなしている。

(注5) スペインやフランスの農協中央会への18年の聞き取り調査からは、農協の組合員であることは、農村社会における当人への高い評価や本人の社会帰属意識の維持につながり、離農後も組合にとどまりたい農業者の意向は強いとのことである。

b 利益配分の方法

上述のように、協力組合員にも意思反映の権利はあるが、CLA酪農協にとっては、現役農業者である組合員の所得向上が最優先課題である。したがって、CLA酪農協を通じて子会社の利益の大部分は、組合員向け乳価に上乗せされ分配されている。

まず、子会社とCLA酪農協の間では、スペイン国内の平均的な水準の乳価（17年は34.9セント/kg）として生乳は取引されている。しかし、これにCLA酪農協が上乗せして組合員向け乳価を支払うので、組合員は国内平均を1割ほど上回る乳価で乳代の支払いを受ける（第5図）。

CLA酪農協では、この上乗せ分は経費（17年は1,000万ユーロ弱）となる。また、当期利益については総代会でその処分を決定する。17年の税引後当期利益は2.5百万ユーロであり、ここから総代会の決議に従い、24.1万

ユーロが協力組合員も還元を受ける出資配当に、残る2百万ユーロ超は準備金や社会事業基金等となった。

さらに、後述する2事例と違って、組合員へ支払った乳代の一部を組合内に積み立てるような仕組みはない。このように、組合員からの資金調達の様子が未発達であることは、CLA酪農協を含めたスペインの酪農協に共通する課題となっている。^(注6)

同様に、CLA酪農協の出資金についても、組合員1人あたり60ユーロに生乳出荷量1トンあたり5ユーロを加えた額であり、試算すると、乳代に対する出資金の比率は1%台と、後述する2事例（1～2割）を大きく下回っている。

(注6) 18年9月に実行のスペインの農協中央会 Cooperativas Agro-Alimentariasへの聞き取り調査による。

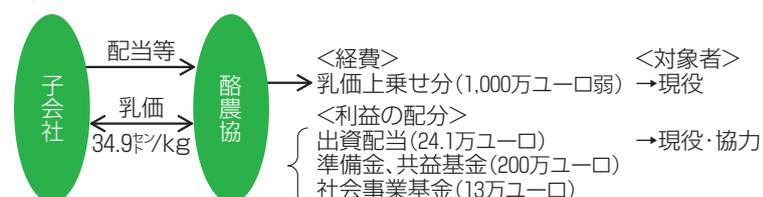
(3) ソディアール・ユニオン酪農協 (SU酪農協)

a 組合員の意思反映の方法

2万超（10,800農場）の組合員は、31のSection（以下「区画」という）に所属する。まず、各区画から、組合員数と集乳量を根拠に割り当てられた総代定数が選ばれる（第6図）。さらに、区画の総会Section assembléeでは、毎年6月の総代会の内容を地域の組合員が協議する。このように、SU酪農協ほどの規模では、各区画が総代選任と協議の場となっている。

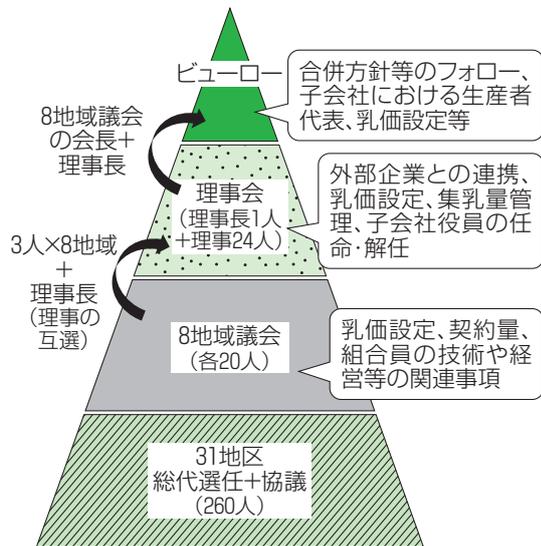
各区画から選ばれた260人

第5図 CLA酪農協グループにおける組合員への利益配分(2017年)



資料 EUROPAPRESS紙、CLA酪農協財務諸表を参考に作成
(注) 「現役」は組合員、「協力」は協力組合員のこと。

第6図 ソディアール・ユニオン酪農協の意思決定にかかわる組織体制



資料 ソディアール・ユニオン酪農協の説明資料

の総代は、総代会で、単体と連結の決算報告や事業計画を承認するほか、EBIT（支払金利前税引前利益）の処分、また理事の選任や解任を行う。ここまでは、前述のCLA酪農協とおおむね同じ仕組みである。

しかし、SU酪農協には、31区画をさらに8つに統合したRegion（以下「地域」という）があり、そこで選出された20人から地域議会Regional Conceileが構成され、地域議会は一定の権限を行使している。地域議会は2か月に1回開催され、乳価の設定や出荷契約等を取り決めている。

また、理事の選任は地域議会を基盤としている。理事は、各地域議会から3人ずつ（地域議会の会長+2人）が選ばれ、総代会で指名を受ける。理事会は2か月に1回開催され、SU酪農協系統の事業方針の策定等を行う。

なお、SU酪農協の定款には、元農業者であ

る非利用組合員Associés non coopérateursから出資を受け入れ、非利用組合員からも定数の3分の1までを上限に理事を選任するなど、意思反映の仕組みを設置している。しかし、聞き取り調査によると、現在の理事は全て現役農業者である組合員であり、非利用組合員数はごく少数と考えられる。

また、フランスに特徴的な仕組みとして、意思決定の迅速化を目的とするビューローBureauという執行機関がある（Filippi（2012））。この組織の構成員にも、地域議会の会長8人が就任し、同じく構成員である理事長や子会社の財務担当者とともに、2週間に1回の会議で、合併方針の策定や子会社の業務等のフォローを行う。

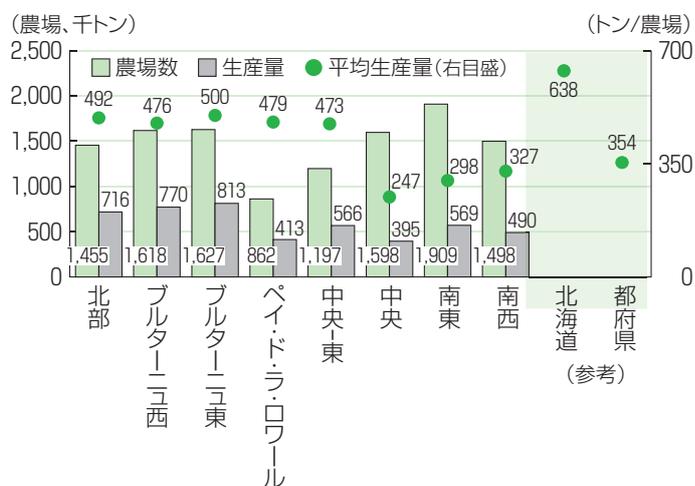
以上のように、最終的な判断は総代会が行うものの、構成員が地域から集乳量にかかわらず選ばれた地域議会の権限は大きい。この背景には、地理的な条件に関する管内の酪農構造の多様性があると思われる。8つの地域の組合員の農場数、生乳生産量、農場あたり平均生産量をみると、地域差が大きい。^(注7)例えば、平均生産量は、北部から中央-東までの5地域と、それ以外で大きく違い、その違いは、北海道と都府県の差と同程度である（第7図）。

（注7）フランスの農用地の4割が山岳等の条件不利地にある（農林水産省ウェブサイト）。

b 利益配分の方法

つぎに、出資や利益配分をみたい。全ての組合員は、事業参加出資（parts sociales d'activité）として、乳代の10%を5年間かけて払い込む義務を負う。17年末には、SU

第7図 ソディアール・ユニオン酪農協の地域性



資料 ソディアール・ユニオン酪農協資料、農林水産省「畜産統計」「牛乳乳製品統計」

酪農協の出資金（208百万ユーロ）の大半がこの事業参加出資（143百万ユーロ）となっている。

出資金の残りは、積立出資 (parts sociales d'épargne) が47百万ユーロ、利益参加出資 (parts sociales à avantages particuliers) が17百万ユーロである。前者は、日本の旧農協法の回転出資金に相当する（農林中金総合研究所（2018））。後者は、事業参加出資からの転換や新規発行で、組合員のみが取得できる。いずれも、06年の「農業の方向づけ法」(Loi n° 2006-11 du 5 janvier 2006 d'orientation agricole) で導入された仕組みであり、組合員ベースの農協の資本増強や、農協子会社から組合員への利益還元を目的としている。

なお、非利用組合員からの出資金は百万ユーロと大きくはない。

つづいて、組合員への利益の分配をみる。17年のEBITは320百万ユーロであり、そこから法定準備金（EBITの10%）を除いた部

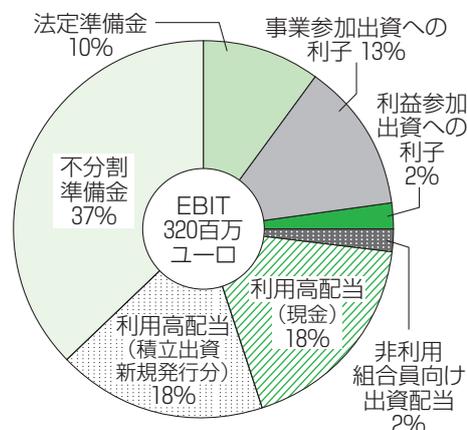
分に関しては、総代会の決議に従い、不分割準備金（17年はEBITの37%）と組合員への還元分となる（第8図）。

組合員への還元分として、17年のEBITの36%は利用高配当で、その半分は現金、残る半分は積立出資の新規発行分で組合員に支払われた。一方、出資配当^(注8)としては、EBITの17%が支払われるのみである。

CLA酪農協と違って、この利用高配当を上乗せしても、SU酪農協の乳価は、国内の平均水準である。SU酪

農協では、生乳生産調整制度下での各組合員の割当量の9割までをA価格（32.2セント/kg：乳脂肪3.8%、乳タンパク3.2%、17年の実績、以下同じ）、9割を超過した量についてはB価格（29.1セント/kg）で取引し、組合員には組合に提出した計画どおりの生産を行うインセンティブがある。そして、17年のA価格とB価格の加重平均は31.0セント/kgと、これに上述の利用高配当を加えて

第8図 ソディアール・ユニオン酪農協の利益分配の内容(2017年)



資料 Procès-verbal de l'assemblée générale de SODIAAL UNION du 13 juin 2018

も、フランス国内の平均的な乳価水準にしかならない。

一方、放牧等の特別な飼養形態からの生乳へのプレミアム乳価は相対的に高い。SU酪農協では、南部の中央高地に3,000超の組合員がおり、そこでは原産地表示付きのチーズ等向けの生乳が生産されている。そういった特別な生乳に対して、SU酪農協はAB価格に加えて5～25セント/kgのプレミアム乳価を支払っており、このプレミアム分は、後述のFC酪農協（放牧乳向けに0.6セント/kg）と比べても大きい。

(注8) 1947年法第14条で利率の上限が過去3年間の社債の平均利率+2ポイントと定められている。

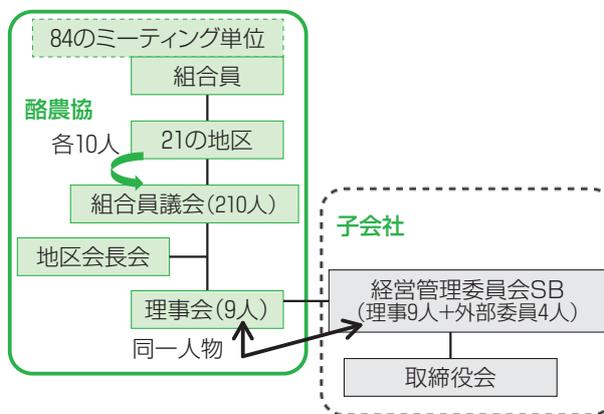
(4) フリースランド・カンピーナ酪農協 (FC酪農協)

a 組合員の意思反映の方法

18,645（農場数では12,707）の組合員は、管内を21にわけたDistrict（本項内以下「地区」という）に所属する。21地区は、面積や集乳量を根拠に分割されており、総代の選任区域となっている（第9図）。

FC酪農協は、この21の地区をさらに4分割し、84の地域単位で酪農協の理事と地域の組合員が年次の業績や規則改正を話し合うミーティングを年2回開催している。このミーティングの参集範囲は、平均すると220の組合員となっている。このような地域に密着したコミュニケーションの仕組みは、組合員との関係強化を目的にしているとのことである。なお、このミーティングへの出席率は50%ほどである。

第9図 フリースランド・カンピーナ酪農協および子会社の組織図



資料 フリースランド・カンピーナ酪農協ヒアリング資料

各地区から10人ずつ選ばれた計210人の総代は、組合員議会Member Councilを組織し、総代会に参加する。総代会には、各規則の変更、250百万ユーロ以上の設備投資や企業買収、また剰余金の処分についての権限があり、グループの大きな方向性は総代が決定している。

総代の議決権は、集乳量に比例している。また、地区の集乳量1万トンにつき1票となっており、大産地がある地区ほど議決権数は多い。

理事は、全組合員のなかから選出される。理事候補者は、各地区の議長が構成する地区会長会Chairmen's meetingからの推薦を得たうえで、総代会で指名され、理事に就任する。選ばれた9人は理事会を構成し、議決権が1票ずつ付与される。なお、地区会長会とは、理事会の諮問機関である。

第9図にみるように、FC酪農協系統では、酪農協の理事会と子会社の経営管理委員会がそれぞれ存在している。酪農協の理事全員が子会社の経営管理委員を兼務し、そこ

へ外部委員が4人加わる。同一人物が酪農協の理事会と子会社の経営管理委員会を構成するのは、酪農協の役員が組合内の政治的な目的から乳価を適正水準以上に引き上げ、乳業部門の経営を妨害することを防ぐ目的がある。^(注9)

(注9) オランダの砂糖部門のロイヤル・コスン農協系統には、子会社の経営管理委員会は存在せず、農協の理事会が子会社の取締役会として機能する。ロイヤル・コスン農協がFC酪農協のような重複した構造を取らない理由は、農協らしさの重視にあるとのことである(18年の現地調査による)。

b 利益配分の方法

組合員がFC酪農協に資金を提供する主な手段は、組合員債券Member Bondである。17年末の自己資本Equity (3,512百万ユーロ)のうち、組合員債券は1,596百万ユーロと最大で、出資金Issued capital (370百万ユーロ)を大きく上回る。

08年に導入された組合員債券は、実際には子会社がFC酪農協の組合員向けに発行する永久債で、現在、その利子は欧州銀行間取引金利6か月物+3.25%である。

組合員債券とは、利用高配当の一部を組

合に積み立てたものである。まず、FC酪農協では、北西欧の各国乳価の加重平均(17年は37.96ユーロ/100kg)である保証価格で乳代を払い、組合員債券の利子(総額44百万ユーロ)を組合員に支払う(第2表)。そして、その残余である剰余金は、総代会が定めた比率に従い、17年には以下のように分配されている。^(注11)

まず、剰余金(142百万ユーロ)の35%は業績プレミアム(1.03ユーロ/100kg)として、10%は0.30ユーロ/100kgの組合員債券(固定型)の新規発行分として、組合員に分配された。これらは、各組合員に生乳出荷量に応じて還元されている。さらに、残る55%は別途積立金として処分された。

この組合員債券(固定型)は、記名債券であり、各組合員は脱退までは取引できない。また、08年末の799百万ユーロから17年末の1,596百万ユーロへ増加しており、設備投資の原資となっている(第10図)。

組合員の脱退に際して、この組合員債券(固定型)は組合員債券(自由型)へと切り替わり、取引可能になる。ここでの取引とは、組合員債券保持者向けの概念上の市場

第2表 フリースランド・カンピーナ酪農協の業績、乳価、総資産(連結)

(単位 業績・総資産:百万ユーロ、乳価:ユーロ/100kg)

		12年	13	14	15	16	17
業績	収益	10,309	11,281	11,348	11,210	11,001	12,110
	営業利益	487	313	489	579	563	444
	組合員へ分配する剰余金	210	282	277	355	371	142
乳価	保証価格	33.87	39.45	39.38	30.68	28.38	37.96
	業績プレミアム	1.42	1.81	1.86	2.25	2.19	1.03
	組合員向け債券の発行	0.95	1.23	1.07	1.28	1.25	0.30
	放牧プレミアム	0.32	0.31	0.29	0.29	0.29	0.60
	特別補償	0.12	0.10	0.10	0.14	0.15	0.12
総資産		6,831	7,112	7,676	8,421	9,318	9,046

資料 フリースランド・カンピーナ酪農協の年次報告書
 (注) 乳価は、乳タンパク3.47%、乳脂肪分4.4%、乳糖含有率4.51%。

第10図 組合員向け債券(固定型)の取引残高



資料 第2表と同じ

(インターバンク)で行われるもので、ラボバンクがリクイディティ・プロバイダーを務め、FC酪農協系統の財務からは切り離されている。

組合員債券(固定型および自由型)は、償還予定のない永久債である。したがって、発行体の信用力が重要となり、FC酪農協は元組合員へも財務情報を提供している。

以上の仕組みは、近い将来脱退する予定の組合員に対しても、組合へ資金を積み立てるインセンティブを与える。FC酪農協の理事によると、この結果、ホライゾン問題は解消されているとのことである。

(注10) FC酪農協は08年に2つの酪農協の合併で誕生した。旧酪農協時代から、同様の仕組みが構築されており、その持分から転換されるかたちで組合員債券が導入された。

(注11) 14~16年は、業績プレミアムが35%、組合員債券が20%、別途積立金が45%。

(注12) オランダの協同組合銀行ラボバンクについては、農林中金総合研究所(2018)を参照。

反映と利益配分のあり方からは、以下の4点が注目された。

第一に、意思反映や利益配分が出荷量に比例した仕組みとなっていることである。FC酪農協では総代の選任区域の線引きや総代への議決権付与が、またSU酪農協では総代選任区域の線引きが、集乳量を根拠としていた。また、利益配分についても、利益から利用高配当として組合員へ還元される割合が大きかった。

第二に、利用高配当から一部を組合に積み立てる資金調達の仕組みの発達である。EUの最大手の乳業メーカーであるSU酪農協やFC酪農協では、積立出資や組合員債券として、利用高配当の一部を組合内に積み立てる仕組みが発達していた。SU酪農協ではEBITの2割弱が積立出資として、FC酪農協でも余剰金の1割が組合員債券の新規発行分となっていた。

なお、組合員の出資金と生乳代金の比率については、設立が70年代と歴史の浅いCLA酪農協では1%台と低いが、それ以外の2事例では1~2割と高い。このため、このような仕組みの構築は、スペインでは、今後発展すべき課題とされていた。

第三として、総代の選任区域等となる地域の単位の狭さである。2万超の組合員を擁するSU酪農協やFC酪農協では、集落段階での組織基盤の仕組みが、総代選出や酪農協との情報共有の場として設置されていた。2つの事例においては、組合員は500人以下の地区単位に所属し、その単位から総代は選出されていた。さらにFC酪農協で

おわりに

(1) 事例の注目点

ここまでみてきた、3つの酪農協の意思

は、総代の選任区域を4分割した84の単位で、酪農協と組合員の関係強化の取組みが実施されていた。

第四として、3事例を比較すると、いずれも地域の酪農構造を反映した意思反映や利益配分の仕組みになっていることである。例えば、急速に酪農構造が変化するスペインのCLA酪農協では、元農業者の意思も反映する機会が設けられていた。また、SU酪農協では、地域性を反映するよう、地域議会の権限が大きい分権的なシステムとなっており、また乳価基準も多様な地域性を反映する設計となっていた。近年については、酪農構造に大きな変化がないオランダでも、FC酪農協は、組合員債券としてホライゾン問題を解消するような仕組みを講じていた。

(注13) 18年のSU酪農協への聞き取り調査に依拠。

(2) JAグループが自己改革に取り組むにあたって

これらの事例は全て専門農協であり、総合農協と単純に比較できないものの、EUの酪農協の事例から、JAグループに示唆される点を提示したい。

まずは、意思反映や利益配分における利用量の重視である。これは、高田(2006)も、農協における組合員の「農協ばなれ」対策として利用分量配当の重視を挙げている。

つぎに、この利用分量配当の一部を組合への出資に転換させるような、資金の調達手法を構築する必要性である。3つの事例のうち、とくに大規模なSU酪農協やFC酪農協では、積立出資や組合員債券(固定型)

として、利用高配当の一部を組合への出資や債券に転換する仕組みが発達していた。そして、この仕組みは、EUでは輸出や販売が旺盛な酪農協ほど発展しているとみられる。また、この仕組みは、旧農協法の回転出資金に相当すると考えられ、明田(2015)は、この回転出資金を、専門農協における「協同組合らしい資本調達手法として、なお意義を有している」と評している。

JAグループが自己改革としての販売戦略の強化に取り組むなかで、組合の資本増強は避けることができないテーマであろう。そして、組合員に資する販売戦略の強化について、それらと整合性のある資金調達や利益配分のあり方は、内発的に設計されなければならないと考える。内発的な設計とは、定款自治のもと、組合員の自治により仕組みが構築されることを指している。そのためには、今回のEUの酪農協の事例にみられるように、柔軟性のある法制度が有効であろう。これは、協同組合制度が最も柔軟と^(注14)考えられているオランダのFC酪農協で、脱退後も組合への資金の積立を保持し続けることができ、さらにそれを内部で取引可能にするなどの仕組みが発展しており、それが組合員のライフサイクルに適応していることから明らかである。

最後に、こういった組織体制が大きくかわるなかでの集落組織の重要性である。内田(2011)が指摘するように、日本においては、高齢化で農協の組織基盤となる集落組織は減少し、農協の存立基盤となる集落組織の瓦解が懸念されている。本稿では、

組合員数が2万前後と大規模な酪農協では、合理的に意思反映や利益配分の仕組みを構築していたが、集落での組合員と酪農協役員の話合いははまだ重視されていた。JAグループでも、合併による広域化や農業者の所得向上のための販売力の強化が目指されているが、意思反映や利益配当の仕組みについては、利用量を重視しつつも、同時に、農協らしい事業の発展のためには、地域の組合員に対する説明責任を丁寧に行うことが必要と考えられる。

(注14) オランダの農協制度については、農林中金総合研究所(2018)を参照のこと。

<参考文献>

- Bijman, J. (2018) "Exploring the Sustainability of the Cooperative Model in Dairy: The Case of the Netherlands", *Sustainability*, 10 (7) : 2498, July.
<https://www.mdpi.com/journal/sustainability>
- COGECA (2016) "AGRI-COOPERATIVES IN THE EU : Essence, governance and keys to success".
- Cooperatives Europe (2016) *The Power of Cooperation, Cooperatives Europe key figures 2015*.
- European Commission (2018) *EU Dairy farms report-based on 2016 FADN data*.
- Filippi, M. (2012) *Support for Farmers' Cooperatives; Country Report France*, Wageningen: Wageningen UR.
- Giagnocavo, C., C. Vargas-Vasserot (2012) *Support for Farmers' Cooperatives; Country Report Spain*, Wageningen: Wageningen UR.

- Hanisch, M., M. Müller, and J. Rommel (2012) *Support for Farmers' Cooperatives; Sector Report Dairy*, Wageningen: Wageningen UR.
- Perrot, C. (2017) "The Dairy Sector in France - Structure and Organization and the Impact of Quota Abolition", (ENPARD WORKSHOP dairy policy 19-21/12/2017, presented material).
- 明田作 (2015) 「農協法の改正について」『農林金融』10月号
- 内田多喜生 (2011) 「2010年センサスにみる農業集落の活動状況—懸念される農協の組織基盤への影響—」『農中総研 調査と情報』9月号
- 小田志保 (2018) 「ドイツの酪農協系乳業DMKグループにみる農業協同組合の今日的課題」『農林金融』6月号
- 小野澤康晴 (2012) 「米国における経済学からの農協論の諸潮流—新古典派と組織の経済学を中心に—」『農林金融』4月号
- 木下順子 (2016) 「欧州の酪農協と乳業の概況」『Primaff review』5月号、No.71
- 高田理 (2006) 「農協の組織・運営の現状と進むべき方向」『農林金融』7月号
- 中野貴史 (2015) 「生乳クォータ制度廃止後のEU主要酪農国の動向」『畜産の情報』8月号
<http://lin.alic.go.jp/alic/month/domefore/2015/aug/wrepo02.htm>
- 農林中金総合研究所 (2018) 「平成29年度 世界の協同組合組織の発展事例に係る調査委託事業報告書」農林水産省ウェブサイト
- ベイマン, J., C. イリオボウロス, and K. J. ポッペ編著 (2015) 『EUの農協—役割と支援策—』(農林中金総合研究所海外協同組合研究会訳) 農林統計出版

(本研究の一部はJSPS科研費17K07961の助成を受けたものである。)

(おだ しほ)



空白を埋めるだけでは終わらない

農学教育のあり方を真正面から考えたことがなかった。そんな忸怩たる思いを強くした。1年前のことである。当時は福島大学の食農学類の新設に向けて、文部科学省の設置審への提出書類の最終版を作成しており、とくにディプロマ・ポリシー(公式の日本語訳は「学位授与の方針」だが、人材養成の方針と言い換えてもよいだろう)の文章を練りながら、農学の教育について冒頭のような感懐を抱いた次第である。ひとこと付け加えておくと、自分が授業を担当した科目、あるいは専門である農業経済学の教育に関しては、それなりに真剣に取り組んできたつもりではある。けれども、農学教育の全体像について、みずから進んで体系的に吟味する機会はなかったと言ってよい。

自分から積極的にとは言い難いものの、設置審向け文書の作業によって、農学教育の理念と構成を真面目に考えることになった。いわばゼロからスタートするわけで、全体像の設計が不可欠なのである。以下ではディプロマ・ポリシーに触れながら、福島大学の農学教育がめざす特色について紹介させていただく。すぐにご理解いただけるように、特段の新奇性があるわけではない。少し力んで申し上げるならば、農学教育の原点に立ち戻るといったところだろうか。

人材養成の方針として掲げたのは、実践性・学際性・国際性・貢献性の4つの能力の涵養である。今回はこのうち実践性と学際性に絞って、その意図するところをお伝えすることにしたい。まずは実践性であるが、課題解決志向と言い換えてもよいだろう。もともと農学には課題解決への貢献を第一義とする学問として発展してきた歴史があり、その原点を大切にしようという趣旨である。とくに重視しているのは、学生が農林業・食品産業や農村社会の現場に触れ、具体的な課題に向き合うことである。

入学直後から農場実習が行われることも、実践性の理念に基づいている。加えて、鉄は熱いうちに打てとの思いもある。何と言っても、フレッシュマンの高い意欲を大切にしたい。課題解決志向の醸成という意図は、カリキュラムでかなりのウェイトを占める農学実践型教育にも込められている。学生は2年後期から1年半にわたって、県内の市町村の現場に通うことになる。現時点では9つの市町

村が対象であり、それぞれが直面している課題の解決に向けて、学習と研究を深めていく。実は、教員選考のプロセスでも、現場の課題と密着した教育方式に積極的に取り組むことの可能性をひとつの判断材料としたつもりだ。

学生は2年の後半から専門コースに所属する。すなわち、食品科学・農業生産学・生産環境学・農業経営学の4つのコースである。このうち生産環境学はやや耳慣れないかもしれないが、主として森林科学と農業農村工学から構成されている。4つのコースに配属され、さらに卒業論文に向けて研究室に入ることによって、学生は専門性を深めていく。その分野に固有の用語や思考方法を身に付けることにもなる。専門性の深まりは、化学、生物学、物理学、経済学などの言語体系に分かれていくことだと言ってもよい。農学系の学部は小さな大学などと表現されるように、基礎となるサイエンスが多彩なのである。であれば、なおのこと学際的な連携が大切になる。ここにも食農学類の教育理念がある。

この点を理解するための身近な例として、フードチェーンに沿った科学の流れがある。最上流には水資源涵養に貢献する森林科学、川上には農地・農業用水を支える農業工学、中流には育種や栽培法などに取り組む生産農学、そして川下には農産物加工に革新をもたらす食品科学といったかたちである。ここで決定的に重要なのが、学際的な連携の力にほかならない。フードチェーンの構成要素間の相乗効果こそが質・量ともに高いレベルの食の提供につながるからである。

学際性の涵養は、それぞれの専門領域の用語や思考法について、ほかの領域の人々に噛み砕いて伝えることから出発する。コミュニケーション能力の醸成である。さらに、他の専門領域との対話から刺激を受けることで、自身の専門分野の広角的な理解にもつながるはずだ。このことを伸び盛りの若者たちに実感してもらいたい。そんな思いもある。

東北6県で唯一農学系の学部が存在しなかった福島県。いささかの気負いとともに、機会あるごとに申し上げてきたのは、農学教育の空白を埋めるだけで終わってはならないということ。小さな食農学類ならではの持ち味を発揮・発信できるように努めてまいりたい。

(福島大学食農学類準備室 教授 生源寺眞一・しょうげんじ しんいち)

震災復興と関係人口

—福島事例から考える—

常任顧問 岡山信夫

〔要 旨〕

農山村における復興の重要な要素として外部人材の活躍、関係人口の貢献がある。東日本大震災からの復興においても同様であり、多くのボランティア、研究者が現地に入り、さらに地域おこし協力隊メンバー等が復興・再生、内発的発展に向けた取組みの一翼を担った。

本稿では、「新しい内発的発展論」や「関係人口」とはどのようなものを概観したうえで、1990年代から農村振興政策として位置づけられてきた都市農村間の交流施策を振り返り、二本松市東和地域の「ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」と飯舘村佐須地区に拠点をおく「ふくしま再生の会」が進める内発的発展に向けた取組みと関係人口について考察する。

目 次

はじめに

1 内発的農村発展論と関係人口

- (1) 内発的農村発展とは
- (2) 関係人口とは

2 都市と農村の交流（関係人口創出）にかかる施策

- (1) グリーン・ツーリズム研究会と農山漁村余暇法
- (2) 食料・農業・農村基本法
- (3) 「100万人のふるさと回帰・循環運動」とふるさと回帰支援センターの設立
- (4) 都市農山漁村交流活性化機構の設立
- (5) 新潟県中越地震復興施策で全国初の人的支援制度
- (6) 全国の制度として広がった人的支援制度

3 「ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」の取組み

- (1) グリーン・ツーリズムの取組み
- (2) 農家民宿
- (3) 新規就農・定住支援事業
- (4) 農家と研究者の協働による調査活動
- (5) 「農家民宿遊雲の里」
- (6) 復興六起で開業した「農家民宿ゆんた」

4 「ふくしま再生の会」の取組み

- (1) 事業の概要
- (2) 被災住民との交流事業
- (3) 農泊事業（交流施設事業）への取組み

5 震災復興と関係人口

おわりに

はじめに

東日本大震災発災と東京電力福島第一原子力発電所事故から8年が経過する。

農山村における復興の重要な要素として外部人材の活躍、関係人口の貢献がある。東日本大震災からの復興においても同様であり、多くのボランティア、研究者が現地に入り、さらに地域おこし協力隊メンバー等が復興・再生、内発的発展に向けた取り組みの一翼を担った。

岩手県・宮城県・福島県のボランティア活動者数は、2018年1月時点で累計154万人（うち11年3月～12月の合計で96万人）に及び、その後も何らかの関わりを続けるいわゆる関係人口のベースになった。

本稿においては、いやおうなく課題先進地域となった被災地において進められる内発的発展に向けた取り組みと関係人口創出について考察することとしたい。

1 内発的農村発展論と関係人口

まず、内発的農村発展論と関係人口について概観する。

(1) 内発的農村発展とは

明治大学の小田切徳美教授は、農村をめぐる将来ビジョンを、①農村の将来の存在を否定する「農村たたみ論」、②農村の将来の存在を肯定し、外来型発展を志向する「外

来型発展論」、③内発的発展を志向するが外部人材との連携を強調しない「(一般的)内発的発展論」、④内発的発展を志向し外部人材との連携を強調する「新しい内発的発展論」の4つに整理した。^(注1)

②の「外来型発展論」の典型は、素材供給型重化学工業等の工場誘致を伴う「拠点開発」や、リゾート法（1987年）による「リゾート開発」であった。バブル崩壊によりリゾート構想の多くが頓挫し負の遺産となったことは記憶に新しい。

③、④の内発的発展論であるが、一般に、政府主導の地域開発計画の推進ではなく、地域住民が主導する、地域の文化・資源に根ざした地域発展のあり方をいう。

小田切教授は、15年8月に閣議決定された第二次国土形成計画第9章第2節「(3)地域の内発的発展と行政の役割」に書き込まれた文章「地域づくりに当たっては、外部から画一的な取組を押しつけることなく、たとえ時間がかかっても、地域住民等が合意形成に向けて話し合いを繰り返し、自らの意思で立ち上がるというプロセスが重要である。一人一人が当事者意識を持ち、地域の産業、技術、人材等の資源を活用しながら、地域の実情に応じた内発的な発展を実現させることが期待される」を紹介し、「国土計画という、以前は外来型開発を主導してきた政策文書に、部分的ながらも、このような内発的発展が位置付けられた変化には注目しておくべきだろう」と評価している。^(注2)

④の「新しい内発的発展論」は、内発的

発展に積極的に「交流」を位置付けたものである。農山村の地域づくり論をリードした地理学研究者の宮口侗勉氏は、「今までにない発展の仕組みをつくるヒントは、自分の属する地域や系統を考えるだけでは生まれない。そのヒントは、異質の系統の中こそ潜んでいる。したがって、異質の系統との行き来や交渉すなわち交流が、新しい発展には不可欠ということになる^(注3)」と、その意義を説明している。

(注1) 小田切・橋口 (2018) 3頁

(注2) 小田切・橋口 (2018) 10頁

(注3) 宮口 (1998) 26頁

(2) 関係人口とは

上述のとおり「新しい内発的発展論」は「交流」を求めたものであるが、この「交流」について小田切教授は、「都市－農村交流という狭い意味ではなく、内外の様々な

主体（人、組織）との接触、相互交流を指している。そして、そのプロセスを意識的に組み入れた取り組みが『新しい内発的発展』といえよう^(注4)と整理している。

それでは、「関係人口」とは何か。「関係人口」については以下のとおり論者によって異なる定義がある。

(注4) 小田切・橋口 (2018) 348頁

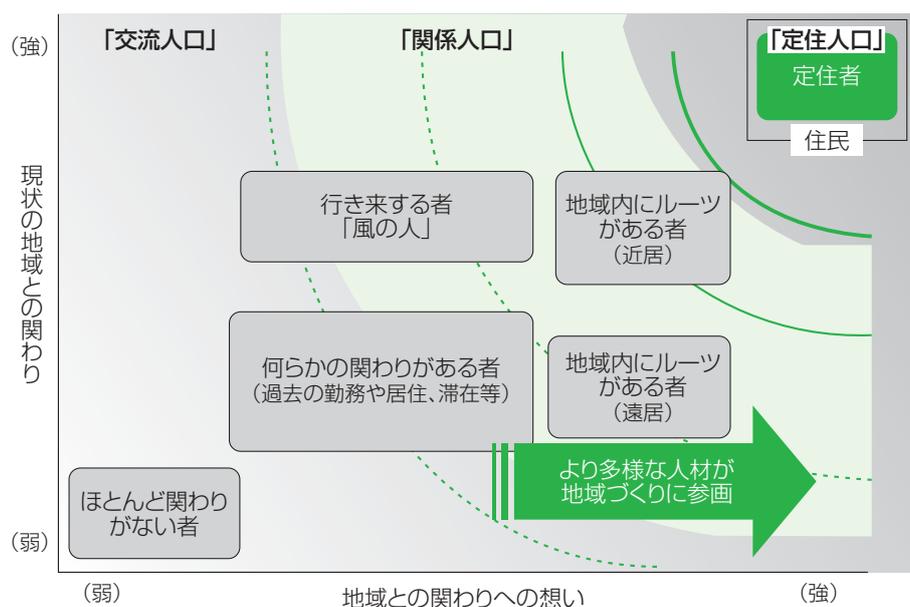
a 総務省の定義 (第1図参照)

～『「関係人口」とは、移住した『定住人口』でもなく、観光に来た『交流人口』でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者』～総務省 (2018)

また、「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会報告書 (平成30年1月)」では以下の例が挙げられている。

①「必ずしも移住という形でなくとも、

第1図 「関係人口」のイメージ



出典 総務省(2018)

特定の地域に対して想いを寄せ、継続的に関わりを持つことを通じて、貢献しようとする人々」

②「資金や知恵、労力を提供するなど、『ふるさと』に貢献したい者が、その地域にすぐに移住することができない場合でも、地域の伝統文化の承継に係る活動や、地域づくりの担い手としての活動を行う」

③「(地域内にルーツがある) 近居の者」、
「(地域内にルーツがある) 遠居の者」、「何らかの関わりがある者」(過去の勤務や居住、滞在等)^(注5)、「風の人」^(注5)

(注5)「風の人」とは、行き来する者のこと。地元
に暮らす「土の人」に対する言葉。玉井袈裟男
氏の「風土舎宣言：風と土の詩」を参照。

風と土の詩

風は 遠くから
理想を含んで やって来るもの
土は そこにあって
生命を生み出し はぐくむもの

君 風性の人ならば
土を求めて吹く 風になれ
君が 土性のひとならば
風を呼び込む 土になれ

土は 風の軽さを わらい
風は 土の重さを さげすむ
愚かなことだ

風は 軽く 涼やかに
土は 重く 温かく
和して 文化を生むものを

(風土舎宣言より 玉井袈裟男)

b 指出一正氏(雑誌『ソトコト』編集長)の 定義

～「『関係人口』とは、言葉のとおり『地域に関わってくれる人口』のこと。自分のお気に入りの地域に週末ごとに通って来たり、頻繁に通わなくても何らかの形でその地域を応援してくれる人たち」～ 指出(2016)

また、「『交流人口』と違い、積極的に地域の人たちと関わり、その社会的な足跡や効果を『見える化』しているのが、『関係人口』といえるでしょう」^(注6)としている。

(注6) 指出(2016) 219頁

c 田中輝美氏(ローカルジャーナリスト) の定義

～「その地域に住んでいなくても、東京など都会に暮らしながら多様なかたちで地域に関わる人々であり、仲間のこと」～『ソトコト』18年2月号

なお、田中氏は、「風の人」について「地方と都市をまたいで活動し、地域に新しい視点をもたらし^(注7)てやがて去っていく人材」としている。

いずれも、観光等によって地域を訪れるだけではなく、地域に何らかの形で貢献・応援しようとする姿勢がある者とみている。その意味では「新しい内発的発展論」が求める「交流」と同義とみてよい。については、本稿においては「関係人口」という用語を「新しい内発的発展論」が求める「交流」と同義で用いることとする。

(注7) 田中 (2017) 10頁

2 都市と農村の交流（関係人口創出）にかかる施策

次に、都市・農村の交流（関係人口創出）にかかる施策等についてその経過と概要をみる。

(1) グリーン・ツーリズム研究会と農山漁村余暇法

1992年、農林水産省に設置されたグリーン・ツーリズム研究会による中間報告は、欧州において農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及しているという状況を踏まえ、グリーン・ツーリズムを「農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」として定義し、その推進を提唱した。

これを受け、94年には、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（農山漁村余暇法）が成立、その目的は「農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について登録制度を実施すること等を通じてその健全な発達を図ることにより、主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深めるための活動のための基盤の整備を促進し、もってゆとりのある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与すること」（第1条）である。

この時代においては「関係人口」という考え方はなかったが、観光の領域を一步踏み出した「交流」（関係人口創出の取組み）の色彩がみられる。

(2) 食料・農業・農村基本法

さらに99年に成立した食料・農業・農村基本法では、「国は、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする」（第36条第1項）とし、農村振興政策の施策として都市農村間の交流を位置付けた。ここでいう「交流」も観光の範疇^{ほんちゆう}ではない。

(3) 「100万人のふるさと回帰・循環運動」とふるさと回帰支援センターの設立

同時期に民間においても、都市生活者の地方への回帰・循環を促進しようという運動が生まれた。

21世紀の食料や農業を国民参加で考える「食料・農林漁業・環境フォーラム」が99年3月、農林漁業団体、消費者団体、労働団体など24団体と個人会員8氏が参加して設立され、食の安全や食糧危機への不安、地球規模での環境問題、さらに世界貿易機関（WTO）次期交渉などについて、国際的な視野で国民的な合意をめざす提言や学習活動を積極的に行うことが確認された。

同フォーラムは、2000年3月、「自然豊か

な地方で暮らそう『100万人のふるさと回帰・循環運動』を提起した。国民一人ひとりが、多様で新たな価値観のもとに従来の働き方や生き方を見直し、地方で働き生活することで豊かさを実感するとともに、農林漁業など第一次産業と働く人々の労働が再評価されること、さらに故郷（出身地にこだわらず）への回帰・往還運動として、自然豊かな地方で暮らしたい人がそこで暮らすことのできるネットワークの構築をめざす、というものである。その後、この運動を継続するために特定非営利活動法人「100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター」（略称：NPO法人ふるさと回帰支援センター）が設立された（設立：02年11月、法人化：03年4月）。

（4）都市農山漁村交流活性化機構の設立

また、01年4月、都市と農山漁村の交流を総合的に推進するために、財団法人農林漁業体験協会、財団法人ふるさと情報センター、財団法人21世紀村づくり塾の3法人が統合し、新たに財団法人都市農山漁村交流活性化機構が設立された。

その目的は「都市住民の自然・ふるさと志向とこれに対応した豊かなむらづくりを進めようとする農山漁村住民の意向を踏まえ、都市と農山漁村の交流を積極的に推進するとともに、都市と農山漁村が一体となった地域活性化を図り、国土の均衡ある発展及び自然と調和のとれた豊かで潤いのあつた社会の実現に寄与すること」（定款第3条）

（注8）である。

（注8）このほか、「活力あふれ個性豊かな地域社会を実現するため、ひとづくり、まちづくり等地域社会の活性化のための諸活動を支援し、地域振興の推進に寄与することを目的」として、1985年10月に地方公共団体と民間企業が会員となって設立された「地域活性化センター」、同センターにより07年10月に設立された「移住・交流推進機構」（JOIN）などの機関がそれぞれの目的に沿った事業を実施している。

（5）新潟県中越地震復興施策で全国初の人的支援制度

04年10月23日に発生した新潟県中越地震の復興施策で全国初の人的支援制度が登場した。復興基金を財源とした「地域復興支援員設置支援」事業（事業期間07～17年）による地域復興支援員の設置である。同事業により、各地域におかれた「復興支援センター」に配属された地域復興支援員の経費（人件費、事務費、活動費）補助が実現した。

地域復興支援員が行う活動（補助対象事業）は第1表のとおりである。

第1表 地域復興支援員が行う活動(補助対象事業)

活動内容
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地における地域復興のネットワークづくり支援 ・被災地における各種復興イベント等の企画、実践の支援 ・住民と行政の連絡調整 ・被災者への福祉的見守り、訪問相談、情報提供 ・その他、被災地の復興を支援する業務

資料 新潟県中越大地震復興基金「地域復興支援事業(地域復興支援員設置支援)補助金交付要綱」

（6）全国の制度として広がった人的支援制度

新潟の地域復興支援員の活躍は高く評価され、その後の全国ベースの人的支援制度の創設につながった。主な制度は以下のと

おりである。

a 集落支援員（2008年度：総務省）

集落支援員は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施するものである。

集落支援員の活動、集落点検および話し合いの実施に要する経費を特別交付税の算定対象とする財政措置（支援員1人あたり350万円を上限〔他の業務との兼任の場合、1人あたり40万円を上限〕）がある。

17年度、専任の「集落支援員」の設置数は1,195人、自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数は3,320人である。

b 地域おこし協力隊（2009年度：総務省）

地域おこし協力隊は、地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受け入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱するものである。隊員が、住民票を異動させ、おおむね1年以上3年程度地域で

生活し、地域協力活動に従事する。

隊員の募集等に要する経費（地方自治体1団体あたり200万円が上限）、隊員の活動等に要する経費（隊員1人あたり400万円〔報償費等200万円、その他の経費200万円〕が上限）、協力隊最終年次または任期終了翌年に起業する者の起業に要する経費（1人あたり100万円が上限）を特別交付税の算定対象とする財政措置がある。

なお、08年に創設された「田舎で働き隊」（農林水産省農山漁村振興交付金〔人材活用対策〕）は14年に「地域おこし協力隊」に名称が統一され一体的に運用されることとなった。

隊員数の推移は第2図のとおり、近年の増加が著しい。さらに、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」では、地域おこし協力隊の拡充を図り、6年後（24年）に8千人にする、としている。

c 東北における復興支援員（2011年度：総務省）

被災自治体（東日本大震災財特法に定める「特定被災地方公共団体」または、「特定被災区

第2図 隊員数、取組団体数の推移

(単位 人、団体)

	09年度	10	11	12	13	14	15	16	17
隊員数	89	257	413	617	978	1,629 (1,511)	2,799 (2,625)	4,090 (3,978)	4,976 (4,830)
団体数	31	90	147	207	318	444	673	886	997

(注) 1 総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数。
2 14年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(14年度:118人、15年度:174人、16年度:112人、17年度:146人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は
女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が
同じ地域に定住
※17年3月末調査時点

出典 総務省「地域おこし協力隊の概要」

域」を区域とする市町村〔9県・227市町村〕が、被災地内外の人材を被災地のコミュニティの再構築のために、「復興支援員」として委嘱（期間はおおむね1年以上）するものである。復興支援員は、被災地に居住して、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を実施する。

復興支援員設置に要する経費（支援員1人につき、報酬等〔地域おこし協力隊の報酬費等を上限に地域の実情に応じて地方公共団体が定める額〕+活動費）を特別交付税の算定対象とする財政措置がある。

17年度の復興支援員数は364人、実施団体数27団体である。

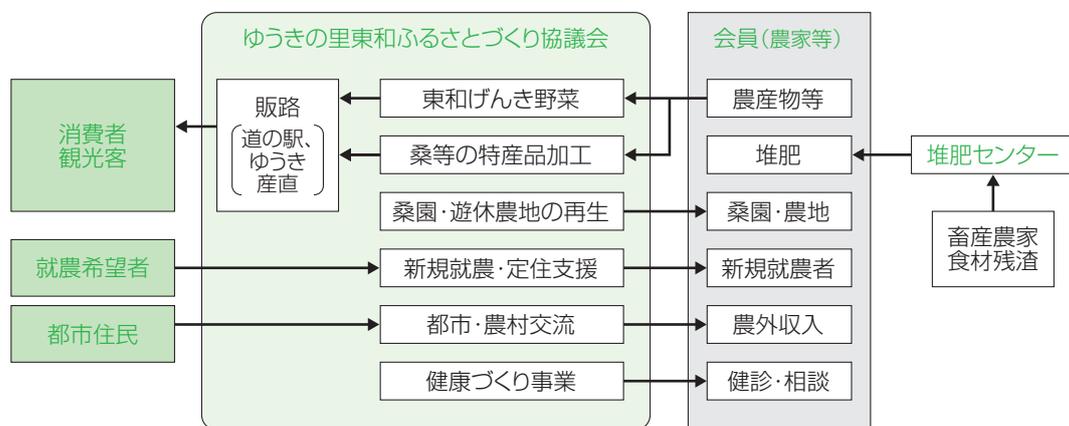
次節以降においては、福島県二本松市と飯舘村のNPO法人が復興に取り組む姿を、都市農村交流の視点、関係人口の視点からみる。

3 「ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」の取組み

「ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」（以下「協議会」という）は、旧二本松市と安達郡安達町・岩代町・東和町が05年12月に合併し現「二本松市」となる年の4月に発足したNPO法人（NPO法人の認証を受けたのは同年10月）である。広域合併の後も旧東和町での様々な取組みを継続し、地域活性化を図ろうというもので、会の名称の「ゆうき」には、「有機質堆肥による土づくり」をベースに、地域コミュニティと都市との交流など「有機的な人間関係」を育み、「勇気をもって取り組む」という意味が込められている^(注9)。

協議会が取り組む事業は第3図のとおり6事業があるが、本稿においては、都市・農村交流事業と新規就農・定住支援事業の取組みを紹介し、あわせて震災後に協議会が中心になった「研究者との協働による調

第3図 ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会の取組体制



出典 総務省「福島県二本松市『ゆうきの里づくり』」

査活動」の取組みをふりかえる。

なお、協議会は09年に、その活動が評価され過疎地域自立活性化優良事例表彰総務大臣賞を受賞した。

(注9) 菅野・原田 (2018) 17頁

(1) グリーン・ツーリズムの取組み

グリーン・ツーリズムの取組みは、まだ旧東和町であった頃の1995年の国体開催の折に、民泊で選手・関係者を受け入れたことにさかのぼる。08年には、グリーン・ツーリズム推進協議会を立ち上げ、中学生や高校生の農業体験に力点をおいた取組みを実施、09年度は170人を受け入れた。この地域の農業の少量多品種生産という特性を生かし、年間を通じた体験プログラムが30種類ほど用意された。これらの交流事業は、農家の農業収入を補うとともに、子どもとの交流を通じた農村の価値の再認識や、意欲の向上につながった。

そして、この頃から、民宿施設の確保が課題としてとらえられていた。

(2) 農家民宿

東和地域には18年現在23軒の農家民宿があり、福島県内で農家民宿が多い地域のひとつとなっているが、この地域に農家民宿ができたのは、東日本大震災の後である。もともとは、上述のとおり、都会の子どもたちを夏休みなどに受け入れる交流事業がきっかけだった。多くの子どもたちが東和地域を訪れるようになり農家民宿を正式に立ち上げようとした矢先に、東日本大震災

と福島第一原子力発電所事故が起こった。

震災の発生により、農家民宿のスタートを1年遅らせ、12年の開始となったが、震災により子どもたちが訪れる機会が減り、代わりに放射能被害の実態を調査・研究する多くの研究者や大学生が宿泊するようになる。農家民宿が農家と研究者の情報共有の場となり、復興に向けた共同作業の基地となった。まさに関係人口創出のベースとなったのである。

(3) 新規就農・定住支援事業

協議会の新規就農・定住支援事業は、相談窓口（「新・農業人フェア」や「ふるさと回帰フェア」などの出展イベントにも参加）になることから始まる。

次に、関心を持った人の見学をアレンジ、農業体験や農家民宿に泊まる行程を案内する。さらに「東和で農業をやる」と決めた人には、半年から1年間の農業研修を行う。ベテランの農家から農業技術や営農について学び、一方で協議会は地域への順応性を見極める。

農業研修を終えて定住を決意した人には、家や農地の相談にのる。営農支援や技術研修などの就農に関する学びの場の提供、栽培した農作物の販売ルートの紹介、農閑期には「道の駅ふくしま東和」での仕事をってもらう、などの定住へのサポートも行っている。

なお、1年間の研修期間中には市から生活費にかかる補助金（7万円/月）や、家賃補助があり、研修先の農家には技術指導料

として3万円／月が支払われる。

このような過程を経てこの地域に移住した者は震災後10人となった。

(4) 農家と研究者の協働による調査活動

震災後、多くの企業や大学、個人が協議会を訪れた。なかでも、11年5月上旬、新潟大学の野中昌法教授を中心とする日本有機農業学会関係者や日本土壌肥料学会のメンバーの来訪以降、支援と活動の輪が広がった。

協議会は、企業から空間線量測定器や農産物の放射性物質測定器の無償貸与を受け、7月から農産物の放射能測定を開始、その後、福島大学、新潟大学、東京農工大学、茨城大学、横浜国立大学などの研究者との協働により農地や山林、河川などの放射線量を測定した。さらに11年12月から翌年1月にかけては、東和地域内の水田の地表約1cmの空間線量を農家の協力を得て測定、地域の水田の空間線量率マップを作成した。

調査計画策定から実践活動まで野中教授の貢献に負うところが大きかったという。協議会専務理事兼事務局長の武藤正敏さんは「野中教授の熱心さは農家の取組みに大きな影響を与え、私たちの士気を高めてくれました」と述べている。^(注10)

(注10) 菅野・原田 (2018) 216頁

(5) 「農家民宿遊雲の里」

「農家民宿遊雲の里」(写真1)は東和地域の農家民宿のうちの一軒である。菅野正



写真1 農家民宿遊雲の里
(奥が民宿用に新築した建物、筆者撮影)

寿さんが米、野菜、雑穀、餅の農産加工とあわせて、家族とともに16年4月に民宿を開業した。棚田が広がる里山を多くの人が集まるふるさとしたいという思いと同時に農業と農村の果たす役割と価値を伝えたいとの願いを込めたものだ。

震災当時、福島県有機農業ネットワークの理事長だった菅野さんは、「どうすれば田畑の放射能を低減し、農産物の生産を継続して正しい情報を発信できるか」に心を砕き、大学研究者や仲間の農家とともに放射能対策の実証の試行錯誤を続けていた。農家民宿を始めたのは、研究者や学生、市民団体、消費者に福島の現場をしっかりと伝え、顔の見える交流の大切さを感じたからだ。

前述のとおり、東和地域の農家民宿は18年に23軒となり、新潟大学、東京農工大学、東京学芸大学、東海大学などの研究者・学生が毎年、農業体験や避難地域への視察に来ている。人事院からも国家公務員研修プログラムとして農林水産省、環境省、財務省などの新人を受け入れている。最近では企業からの農業体験プログラムの申込みが増

えているという。

また、東京の大学から地元に戻り、震災の前の年に就農した長女の瑞穂さんは、13年に「きぼうのたねカンパニー」という会社を起業した。自ら生産した多品目の野菜と自宅の加工所でつくったお餅やいちご大福などを販売する。農家民宿の食卓は彩りも品目も豊かになったと話す。さらに農業体験プログラムの情報発信にも力を入れ、種まき、田植え、野菜収穫、稲刈りなどに、毎年200人以上の学生や市民団体がやってくる。^(注11)

瑞穂さんは起業間もない時期に雑誌のインタビューに答え、「参加者と東和地区が継続的につながり、参加者どうしも交流を深め、そこから新しい何かが生まれるような『出会いとつながりの場』となるよう、ユニークな企画を考えていきたい」と話していたが、その思いが現実のものになっている。

(注11) 菅野・原田 (2018) 35頁

(6) 復興六起で開業した「農家民宿 ゆんた」

「農家民宿ゆんた」(写真2)は、東和地



写真2 農家民宿ゆんた (筆者撮影)

域に移住してきた仲里忍さんが始めた農家民宿である。仲里さんは沖縄県出身の45歳。建築や製図などを専門学校で2年間学んだ後、地方都市や首都圏で仕事をしてきたが、都会での生活に違和感を感じ始め、就農(とくに有機農業)に夢を持つようになったという。雑誌記事で東和地域の農業研修制度を知り、08年に半年間農業研修を受け、現在農家民宿を営む家と畑を借りて就農した。

農家民宿の開業は13年からである。協議会の呼びかけに応じたものだった。民宿の条件を満たすための施設の整備費については「復興六起」の起業支援金を受けた。「復興六起」(6次産業起業による復興まちづくり支援事業)は、認定NPO法人ふるさと回帰支援センターが、内閣府の復興支援事業の一環として行ったものである。コンペ方式で社会性や新規性、事業性、雇用創出効果などにより起業家を選定し、選定者には上限260万円の起業支援金の支給および起業・事業化サポートが提供された。

「復興六起事業報告書(平成24年度)」には、「農家民宿ゆんた」の概要について、「原発事故による放射能汚染・風評被害から来る交流人口の減少・離農、地域コミュニティの孤立化等に対し、豊かな自然と人が集い易い古民家を活用して、農家民宿・カフェを開業する。二本松東和地区の食・農業・自然、地域の知識・経験豊富な地域の高齢者の味・手業、地域のフィールドを活かした体験の場などを、地域の協力を得ながら、田舎や農業を志向する強い気持ちを持つ都市の若者に提供する。都市と農村の交流を

促進することにより、地域の活性化を目指す」と記されている。

なお、「ゆんた」の名称は、沖縄を代表する民謡「安里屋ユンタ」から名付けたものである。ユンタは、沖縄県の八重山列島に伝わる民謡の形式（男女が交互に歌う）で、「詠み歌」または「結い歌」が転訛てんかしたものの、本来は田畑での作業中に歌われるものだという。

4 「ふくしま再生の会」の 取組み

「ふくしま再生の会」は、首都圏から原発被災地を訪れた専門家（物理学、放射線計測、都市計画、医師など）と飯舘村佐須行政区の村民によって11年6月に設立された認定NPO法人である（任意団体からスタートし12年6月にNPO法人へ改組）。「東日本大震災・放射能汚染により被害を受けた地域に対し、放射線測定、除染実験、地域の産業再生のための研究調査、被災住民との交流活動を行うことにより、被災地住民の今後の生活再建・産業再建に寄与することを目的」（定款第3条）とする。活動の拠点を飯舘村佐須地区においており、19年1月現在、個人会員数285人、団体会員数は6団体となっている。理事長の田尾陽一さんは元物理学研究者、ITベンチャー経営や一部上場企業執行役員等の経歴があり、副理事長（福島代表）の菅野宗夫さんは元飯舘村農業委員会会長である。

(1) 事業の概要

上記の目的を達成するため実施する事業は、①放射能に汚染された地域の産業再生に資する調査・実験事業、②放射能に汚染された地域住民の生活再生をサポートする事業、③被災地住民との交流事業、④これらの事業にかかる情報の提供事業、であるが、18年10月の総会で定款を変更し、新たに、⑤被災地住民等との交流を進めるための施設を所有・維持管理する事業を追加した。

①の産業再生に資する調査・実験事業では、飯舘村全域の放射線・放射能の測定をはじめ、除染実験、作付け実験・試料分析・データ蓄積などを行ってきた。近時においては飯舘村全村田圃土壌測定や、東京大学溝口研究室が実施した「ICT営農管理システムの開発における営農・システム管理等と当システムを通じた帰農支援」への協力のほか、東京大学と「飯舘村におけるスマート農業の試験研究」についての共同研究契約を締結するなど、東京大学との連携による取組みがなされている。なお、東京大学大学院農学生命科学研究科の溝口勝教授はふくしま再生の会の副理事長であり、会の中心メンバーである。

また、明治大学農学部および同大学黒川農場は当会の活動を通じて飯舘村内にハウス温室を建設し、養液土耕栽培自動制御システムを活用して15年から実証栽培を行ってきたが、それらをもとにして「飯舘村と明治大学農学部および農場との震災復興に関する協定書」が18年9月に締結された。

②の地域住民の生活をサポートする事業では、医師・看護師・ソーシャルワーカー・心理カウンセラー・支援者らが、村民が避難している仮設住宅等へ定期訪問し、健康相談とマッサージ等を実施してきた。近時においては、飯館村村内希望者の個人居宅内外の放射線詳細測定や飯館村老人クラブ連合会とともに「健康いちばん！」の集い等を実施している。③の交流事業、⑤の交流施設事業については、次に述べる。

(2) 被災住民との交流事業

ふくしま再生の会の会員の多くは福島県外の者であり、会員の活動そのものが被災住民との交流事業とみられるが、会の活動はそれにとどまらず、県外から訪れる人々と飯館村民の交流の機会を積極的につくってきた。

大学・社会人などのスタディーツアーの受入れは、その典型例である。国内外の大学、高校、企業、個人のグループ、海外からの留学生など様々なグループを数多く受け入れ、その時々飯館村を案内した。

また、現地での活動はほぼ毎週末（土日）に実施されており、活動への参加は会員（正会員、賛助会員）であることを原則とするが、会員以外であってもボランティアの意志を持っていれば参加可能としている。

現地での活動に宿泊が必要な場合も多いことから、14年から飯館村に隣接する伊達市霊山町にNPO法人小児慢性疾患療育会が所有する「霊山トレーニングセンター」というサマーキャンプ施設を、同会との協定

により現地活動参加者の宿泊および被災住民との交流拠点として利用できるようにした。

副理事長（福島代表）の菅野宗夫さんは、「これからの地域活性化のためには、都会の人と田舎の人と一緒に取り組むことも必要だと思っています。村に戻る人、戻らない人、村民以外の都会の人それぞれが交流し共有できる飯館村を目指して、前向きに取り組んでいます^(注12)」と述べている。

(注12) ふくしま再生の会リーフレット

(3) 農泊事業（交流施設事業）への取組み

17年3月末に飯館村の避難指示が解除されて約2年が経過、本誌行友論文が紹介するとおり、一部の村民が帰村しハウスでの花き栽培や畜産を再開するなど明るい展望もみえるが、なお困難な状況が続いている。

佐須行政区では、飯館村佐須行政区地域活性化協議会が結成され、ふくしま再生の会もその構成員として参加した。そして、佐須行政区地域活性化協議会の一員として農林水産省が推進する「農泊事業」に応募申請し、18年9月に採択された^(注13)。

施設整備事業（ハード事業）では、福島県からログハウス型の仮設住宅の払下げを受けて、旧佐須小学校近くに宿泊施設としてログハウスを整備する。ログハウスは最大約20人程度の受入れを見込んでいるという。また、農泊での体験事業等ソフト事業については、協議会で検討中ということであるが、交流を進めるにあたっての農作業の体

験をはじめ、収穫した食材の提供方法などが検討されているようである。

なお、当事業が19年春から開始されることから、前述の霊山トレーニングセンターの利用契約は18年12月に発展的に解消されている。

(注13) 農林水産省所管の18年度予算で農山漁村振興交付金として100.7億円が措置された(農山漁村普及啓発対策・農山漁村交流対策・農山漁村定住促進対策を内容とする)。農山漁村交流対策には農泊推進対策と農福連携対策があり、農泊推進対策は「増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行(『農泊』)をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出(中略)を支援」(「平成30年度予算の概要」)するものであり56.6億円が用意されている。農泊推進対策はさらに農泊推進事業(ソフト対策)と施設整備事業(ハード対策)に分かれるが、施設整備事業は、「古民家等を活用した滞在施設や農山漁業・農山漁村体験施設、活性化計画に基づき『農泊』に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、『農泊』を推進するために必要となる施設の整備を支援」するものである。事業実施主体は市町村のほか地域協議会の中核となる法人等であり、交付率は2分の1である。

5 震災復興と関係人口

新潟県中越地震復興施策で全国初の人的支援制度(復興支援員)が登場し、その後全国の制度創設につながったことは第2節で紹介したが、そのほかにも新潟県中越地震からの復興にかかる農山村の取組みは、関係人口の創出という視点からも参考とすべきものが多い。

例えば、長岡市(旧小国町)^{ほっすえ}法末集落では、廃校になった法末小学校を利用した宿泊施設「やまびこ」の復活を中核にすえた

集落復興の取組みがなされた。都会の小学生たちが来て、集落の女性が料理を提供してきた「やまびこ」は集落の元気の源だったからだ。また、小千谷市若栃集落では若栃の歴史・営みを象徴する古民家を農家民宿に改修し営業を始めた。研修や教育体験旅行の受入れなど地域づくり活動をコミュニティビジネスに育てる柱として期待されている。また、復興基金を活用した農山村の新たな担い手対策として12年度からスタートした「Iターン留学『にいがたイナカレッジ』」も注目される。

宮口侗廸氏は、農山村にとっての交流と交流人口の意義について、「地域が交流の場となるということは、地域以外の人達と一緒に地域を使ってもらい、その世話役に少数である地域の人になるということである」とし、「重要なことは、地域を愛し、地域に腰を据えようという人たちがいかに地域を価値ある交流の場に仕立てあげていくかということである。そしてその結果、しっかりした所得を得る仕組みをどれだけつくれるかである」と述べている。^(注14)

先にみた飯舘村佐須行政区で進む農泊事業の取組みも、そのような考えからスタートしたものだった。17年10月に開催されたふくしま再生の会第16回活動報告会で、佐須行政区長の佐藤公一さんは「国は6次化しろと言っているのですが、(中略)お願いしたいのは、生活環境の6次化、このままでは私たちの集落が限界集落になってしまうので、このふくしま再生の会の皆さんと都市との交流を進めて、なんとか限界集落

にならないようなそういう基盤整備を考えられないものか」「そういう環境の6次化で東京の人が佐須に来て一時生活を楽しむような動きを、限界集落にならないような動きを基盤整備のなかで考えれば良いなと考えております」と述べている。また、同行政区老人クラブ副会長の菅野永徳さんも「(仮設の)ログハウスをいただいて来て(中略)、夏でもいい、春でもいい、秋でもいい、季節感のあるときにいつでも来て、ここでのんびりと暮らしてまた帰って行ってもいい、そういう人口の交流というものがあって、そこには経済が湧いてくるという地域をつくりたいというふうに考えております」と発言されていた。

定住人口が減少しても、その地域が多数の交流人口(あるいは関係人口)に利用され支えられることにより、維持されることが期待されているのである。

(注14) 宮口(1998) 45頁

おわりに

本稿でみた福島の2事例はいずれも中山間地であり、大規模な復興事業が実施された地域ではない。二本松市東和地域では、震災前から地域住民が地域のあり方について話し合い、「ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」を中心にして様々な取組みを実践してきた。まさに内発的農村発展の事例である。また、飯舘村佐須地区を拠点として活動を続ける「ふくしま再生の会」と村民の協働は、交流をベースとする新しい内

発的農村発展の典型であろう。いずれも被災地の住民を主体としつつ関係人口を復興の重要なパートナーと位置付けている。

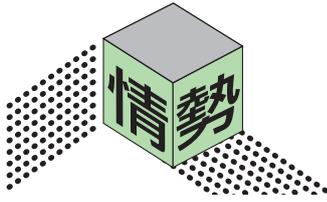
被災地には、復興交付金や福島再生加速化交付金等の対象となり大規模な基盤整備や施設整備の実施による力強い復興の姿がある一方で、高齢者が大半の小さな集落、小さい生活がある。そのような多くの小さい生活が大事にされ、見守られることが忘れられてはならない。

ボランティア等で被災地を訪れたことがある多くの人々に、今後も何らかの関わりを持つ関係人口になってほしいと思う。そのことが復興を支えることになるはずである。

<参考文献>

- ・稲垣文彦ほか(2014)『震災復興が語る農山村再生—地域づくりの本質—』コモンズ
- ・岩城博之(2018)「関係人口による地方創生」みずほ総合研究所 working papers
- ・小田切徳美・橋口卓也編著(2018)『内発的農村発展論—理論と実践—』農林統計出版
- ・指出一正(2016)『ぼくらは地方で幸せを見つける—ソトコト流ローカル再生論—』ポプラ社
- ・菅野正寿・原田直樹編著(2018)『農と土のある暮らしを次世代へ—原発事故からの農村の再生—』コモンズ
- ・総務省(2018)「関係人口の創出に向けて(平成30年9月26日)」
- ・田中輝美(2017)『よそ者と創る新しい農山村』(小田切徳美監修)筑波書房
- ・福島県二本松市(2018)『広報にほんまつ』11月号
- ・ふくしま再生の会(2017)第16回活動報告会 記録
- ・ふくしま再生の会 活動報告書・決算報告書(第1期~第7期)
- ・宮口侗迪(1998)『地域を活かす—過疎から多自然居住へ—』大明堂

(おかやま のぶお)



未来へバトンをつなぐ若手農業者たち ——原発被災地における後継者と新規就農者の動向——

特任研究員 行友 弥

はじめに

福島第一原子力発電所の事故が地域農業に残した傷は、8年を経た今も癒えていない。特に住民避難が長引いた地域における営農再開の動きは限定的で、復興にはほど遠いのが実情だ。しかし、2017年3月まで全村避難が続いた福島県飯館村などでは、あえて逆境に挑む若手農業者の姿も見られる。

彼らは必ずしも「避難先から帰還した人」ではない。原発事故より前に地元を離れていた人や、他の地域から転入してくる人もいる。被災地に戻らず、別の土地で農業を営みながら故郷とのつながりを保ち、復興に貢献しようと志す人もいる。

彼らは人口減少と高齢化が一気に進んだ被災地の将来を担う存在だ。一人一人は小さな「点」でしかないが、星座のように連なれば未来の絵姿が浮かび上がる。

さまざまな分断を生んだ原発事故の被災地では「もやい直し^(注1)」が求められる。離散した家族や隣人、生産者と消費者をつなぎ、地域を超えた多様な関係性を生み出すことが復興の推進力になるだろう。

政府が設定した「復興・創生期間」は21

年3月末に終わる。その先へと復興のバトンを運べるかどうか、これからの2年間で正念場になる。本稿では、そのバトンを託された若手農業者の取組みを紹介し、そこから地域の将来を展望してみたい。

(注1)「もやう」は船と船、あるいは船と岸壁をロープでつなぐこと。「もやい直し」は「断ち切られたものを再びつなぎ直す」という意味で、水俣病によって地域が分断された熊本県水俣市の復興の合言葉として使われた。

1 地域の概況

原発事故で全村民が避難した飯館村では、17年3月31日に帰還困難区域の長泥行政区を除き避難指示が解除された。19年1月1日現在の居住者は989人で、登録人口5,704人に占める割合（居住率）は17.3%となっている。

同じく全村避難を経験した葛尾村は、飯館村より9か月半早い16年6月12日に帰還困難区域の野行行政区を残して避難が解かれた。19年1月1日現在の居住者は356人で、登録人口1,419人に対する居住率は25.1%である。

なお、居住者には帰還した住民だけでなく新規の転入者も含まれている。その数は飯館村で86人、葛尾村で79人と居住人口の

第1表 営農再開の状況

	避難指示解除時期	水稻	畑作物	園芸	畜産	その他
飯館村	17年3月31日	22ha	そば6.7ha	野菜1ha、花き1haなど	和牛150頭、養豚1,350頭	牧草2.4ha
葛尾村	16年6月12日	15.2ha	そば4.4ha、大豆1ha	トルコギキョウ4,000本など	和牛220頭、酪農8頭	エゴマ0.9ha、菌床シイタケ1戸
浪江町	17年3月31日	6.43ha	—	タマネギ2.1ha、トルコギキョウ1.1haなど	—	エゴマ2.35ha、牧草1.4haなど
富岡町	17年4月1日	10.45ha	—	タマネギ2.4ha、カボチャ0.5haなど	—	飼料用トウモロコシ0.3ha

資料 東北農政局「震災復興室だより」第27号

(注) 作物は18年中に収穫または収穫予定のもの。畜産は18年9月30日現在。和牛は繁殖・肥育の合計。

1～2割に上る。

一方、飯館村とほぼ同じ時期に避難指示が解除された（いずれも帰還困難区域を除く）浪江町や富岡町の居住率は5、6%にとどまっている。浪江町は広大な帰還困難区域が残っているなど、それぞれ地域事情に違いはあるが、山間部で条件が厳しい飯館村や葛尾村において居住率がむしろ高く、転入者も多いことは示唆的といえる。

18年10月末時点の営農再開状況（第1表）を概観すると、土地利用型農業（主に稲作）はまだ手探りの状態だが、風評被害に強い花き類や加工用の野菜・畑作物が広がりを見せている。また、飯館・葛尾では和牛繁殖を中心に畜産の再開が比較的進んでいる。19年1月11日には葛尾村で原乳出荷が再開された。7年10か月ぶりのことであり、旧避難指示区域では、楡葉町と川俣町山木屋地区に次ぐ3例目の酪農再開になる。

牧草や飼料用トウモロコシなど飼料用作物の生産や農地を使った牛の放牧などの試みも目を引く。旧避難指示区域の農地では、^(注2)はぎ取り除染による地力低下が課題だが、

飼料を生産し、堆肥にして農地に還元する「耕畜連携」が一つの解決策になろう。

(注2) 土壌中の放射性セシウム濃度が5,000ベクレル/kgを超える農地においては主に表土を5cm程度はぎ取る方法が取られ、5,000ベクレル/kg以下の農地では主として反転耕（上下の土を入れ替える）が行われた。

2 新たな担い手

(1) 父の再起を促し自らも就農

菅野幸藏さん（65）＝写真1右＝は有限会社いたていちごランド（飯館村二枚橋地区、佐藤博社長）の共同経営者として、原発事故前から洋菓子などに使う加工用イチ



写真1 菅野幸藏さん（右）と知幸さん

ゴを生産していた。

後継者として一緒に働いていた三男は原発事故で避難中、勤め先で知り合った女性の家に婿入り。後継者を失い、イチゴの販売環境にも厳しさを感じた幸藏さんは体調を崩し、離農を考えた。

二男の知幸さん(40) = 同左 = は仙台市の専門学校を卒業後、福島市内でICT(情報通信技術)関係の会社を経営していた。しかし、震災と原発事故の復興に携わりたいとの思いから、親類が経営する南相馬市の測量会社に転職した。

父の気持ちを知り、知幸さんは説得した。「これまで一生懸命やってきたじゃないか。(自分に)継がせてくれよ」。16年に第1子を出産した知幸さんの妻も理解を示してくれ、親子での営農再開が決まった。

壊れた5棟のハウスを再建し、苗作りに着手した。避難指示が解かれた17年から本格的に生産を再開。県の「4分の3事業」^(注3)も適用された。

車にサンプルを積み、福島市や南相馬市の洋菓子店などを回った。以前の取引先の中には「待っていたよ」といってくれる人もいた。福島相双復興官民合同チーム^(注4)の協力で東京の飲食店にも売り込み「ジンストロベリー」というカクテルの素材に使われることになった。体調が回復した幸藏さんは「やはり(農業を)やる気になったからかな」と笑顔で語る。

避難指示が解除されると聞いた時は「しばらく悩んだ」という知幸さん。父からも「(農業は)やめておけ」といわれた。しか

し、その父が情熱を注いできたものを終わらせたくなかった。生まれ育った村にも復興してほしいかった。その熱意が幸藏さんを動かした。

知幸さんは「前は村の人たちのことも全然知らなかった。飯館のことなんて考えもせず、村を出てから寄り付きもしなかった。でも、被災して助け合って『ああ、一人じゃなかったんだ』と気付いた。初めて(ふるさとの)大切さがわかりました」と話す。

経営は軌道に乗りつつあるが、まだ将来の不安はある。復興支援からも、いつか卒業しなければならない。「いまだに放射能のことはいわれるが、正直に安全なものを作り続け、信頼してくれる人を増やしていくしかない」。自分にいい聞かせるように、そう語った。

(注3) 原子力被災12市町村農業者支援事業。12市町村の農業者に農業機械や施設、家畜導入などの経費を助成する。事業費に対する補助率が75%のため通称「4分の3事業」と呼ばれる。限度額は1,000万円(市町村が特別に認めれば3,000万円)なので、助成額は最高750万円(同2,250万円)になる。

(注4) 正式名称は「公益社団法人福島相双復興推進機構」。原発事故で被災した事業者(農林水産業含む)の相談に対応するなどして事業再開を支援している。

(2) 畜産を続けてくれた父に感謝

飯館村松塚地区(関根・松塚行政区)では、和牛繁殖農家の山田猛史さん(69) = 写真2右 = が除染後の水田などを使った牛(繁殖用雌牛)の放牧を17年から始めている。その右腕として活躍するのが、三男の豊さん(35) = 同左 = だ。

大学卒業後、実家に戻って就農した。原



写真2 山田猛史さん(右)と豊さん

発事故が起きた時は結婚3年目。妻が第2子出産を間近に控え、長女もまだ1歳だった。政府の避難指示^(注5)を待たず、1号機が爆発した11年3月12日の夜には妻子を連れて避難した。

「飯館はもう食べるものを作れない土地になったと思った。人間が作った原発のせいでこんなことになったのが悔しくて、わんわん泣いた。放射能の話聞くこと自体がすごいストレスで、一時はテレビを見るのも嫌だった」と振り返る。それでも畜産に関係した仕事をしたいと思い、京都市の精肉店に就職した。

一方、猛史さんは行政区長という立場もあり、避難指示が出るまで松塚に残った。避難先の福島県中島村で牛を飼い始め、その後は飯館村に比較的近い福島市飯野町で空いた鶏舎を買い取って牛舎に改造し、繁殖経営を続けた。

豊さんは16年に妻子を連れて京都から福

島に戻った。住まいは福島市の市街地にあるが、飯野の牛舎に通い牛の世話をしている。松塚の水田放牧は猛史さんが中心だが、牧草の種まきなどで忙しいときは豊さんも手伝う。

松塚では、復興事業を使って牛舎(所有者は飯館村)を建設中だ。将来は猛史さんが松塚で繁殖を営み、その子牛を飯野で豊さんが肥育するという連携態勢を目指す。京都での経験を生かし、福島市に精肉店を開く構想もある。

一時は飯館の未来に絶望した豊さんが、再びふるさとと向き合う気持ちになったのは、猛史さんの存在が大きかった。「父は飯館の土に触れながら、飯館で死にたいと願っている。『位牌持ち』として両親の近くにいたのが自分の務め」と話す。

だが、それは自己犠牲の精神ではない。「牧草の種が入った重い袋を背負い、ドロドロの田んぼに入る。そんな作業をされていて、震災前の気持ちを思い出した。汗をかき、泥にまみれて感覚が変わった」という。

「自分が牛を飼いたいと思うようになった時、父がやってくれていた。だから、そんなに重い決断をしなくても再開できた。それはありがたいと思っています」。意見の違いから衝突することもあるが、猛史さんに対する感謝の気持ちに変わりはない。

(注5) 飯館村に対する避難指示発令(計画的避難区域指定)は11年4月22日。

(3) 帰村する祖父母を支えたい

飯館村比曾地区の須藤幸広さん(26) = 写真3 = は、今年からカスミソウ栽培に本



写真3 須藤幸広さん

格的に挑む。自宅前に10棟のハウスを建て、露地も含めて計14aで生産を始める。小型トラクターを含め設備投資の資金は「4分の3事業」を活用した。

子どものころ祖父母の手伝いをしたことはあるが、自分が主体になって農業をやったことはない。花の栽培技術は同じ飯館村内のベテラン農家の下で研修した。

震災と原発事故が起きた11年3月に高校を卒業した。大手飲料メーカーに就職したが、勤務するはずだった福島の工場が被災し、広島県の工場に配属された。しかし、都市部の生活になじめず、実際はもらっていない原発事故の賠償金のことをいわれるなどして人間関係にも疲れ、数年で退職した。

ちょうどそのころ飯館村で花の栽培が始まったことを知り「(風評被害の懸念が少ない)花ならできるのではないか」と思った。福島市内の応急仮設住宅から帰村する祖父の浪男さん、祖母トヤノさん(ともに87歳)と一緒に飯館に戻り、就農する決心をした。

須藤さんにとって祖父母は親代わりのような存在だ。高校2年の時に父が病死し、

母は再婚し弟を連れて家を出た。だから、高校卒業までは祖父母と3人で暮らした。浪男さんは今も草刈りなどの作業ができるほど元気だが、90歳近い老夫婦を放っておけない。

18年は試験的にカスミソウを出荷した。害虫の被害もあり、試行錯誤が続く。水田だった農地は除染で水路が埋まったせいもあり、水はけが悪い。祖父の助言を受けながら対策を講じた。「慣れない作業で苦労したが、要点がわかってくると楽しかった」という。

祖父母のサポートだけが比曾に戻った理由ではない。「何もないところだけど、やはりここにいると自分も落ち着く。灯台下暗しで気付かなかったけど、離れてみて大事に思うようになった。できればもっと若い人が増えて、村がにぎわいを取り戻してほしい。自分がその呼び水になればと思います」。静かな決意を込めて、そう語った。

(4) 帰還を契機に自立した経営へ

飯館村小宮地区で和牛の繁殖を手がける佐藤豊洋さん(37) =写真4=は、避難指示解除の1年後にあたる18年3月、新潟県^{しほた}新発田市から戻ってきた。ちょうど長男が小学校を卒業。「このタイミングでないと帰ってこられなかった」という。4人の子どものための教育環境などを考えて住まいは隣町の川俣町に構え、牛舎まで車で片道30分の道のりを通う。

父の隆男さん(70)は原発事故の前、肉牛の肥育を営んでいた。「牛を売った日は



写真4 佐藤豊洋さん

テーブルに札束がドンと置かれていた。サラリーマン家庭ではありえない光景だね」と豊洋さんは回想する。子どものころから「牛はもうかるぞ」と父に教えられて育った。

短大を卒業後、群馬県の農場で3年間の経験を積み、実家に戻って父を手伝った。牛は数百頭に増え、県内有数の規模になった。大型の牛舎も新築した。

しかし、群馬から帰って7年目に震災と原発事故が起きた。豊洋さんは再び雇われの身となり、新発田で肥育の仕事についた。福島に戻る時、勤務先の農場長に引きとめられたが「自分で経営をしてみたい」という思いの方が強かった。

だが、肥育を巡る環境は厳しい。いわゆる風評被害で福島産牛肉の値段は全国平均より1kgあたり200~300円も安い。牛1頭に換算すれば単純計算で10万~15万円も違う。しかも、震災前後から子牛の値段は全国的に急騰している。配合飼料も高値が続く、肥育の利幅は薄くなる一方だ。そこで、確実な利益が見込める繁殖に転換した。

再開を機に、親子で経営を分けた。合計

で100頭程度のうち約20頭が豊洋さん、残りが隆男さんの所有になる。父から管理を任されている牛もいるが、その分は隆男さんから報酬をもらう。少しずつ自分の牛を増やし、経営規模の拡大を進めていくつもりだ。

借金をして一気に規模拡大する考えはない。人を雇う気もない。自己資金と家族経営で成り立つ範囲内で、着実に経営基盤を固める考えだ。「子牛の高値だって、いつまで続くかわからない。いずれは確実に下がる。我慢比べだが、それでも生き残らないとね」。

堅実な経営を心掛けるのは、子どもたちの将来のためでもある。「今の世の中は厳しいから、子どもには『逃げ道』を残しておきたい。4人みんなが好きなことをやって飯を食っていけるなら、それはそれで構わない。そのときは牛を売って全部清算すればいい」と話す。

「嫁さんからは『自分の牛を買ったんだから、牛を残して死んじゃだめだよ』なんていわれてね。もう引き返せないな」と、屈託のない笑顔を浮かべた。

(5) 「被災地」に新天地を求めて

天野浩樹さん(32) = 写真5 = は今春、飯舘村に移住して和牛の繁殖を始める予定だ。同村の北東に隣接する相馬市で80代の祖父母らとともに米作りや小規模な畜産を営んできたが、2年前に避難指示が解かれたばかりの飯舘村をフロンティアと見定めた。



写真5 天野浩樹さん

牛舎の建設などに充てる助成金の交付はまだ正式決定していない。だが、村が全面的に支えてくれ、住まいや子どもの保育などのめどもついている。村内の伊丹沢地区に牛舎を建て、地区内の農地を借りて牧草やホールクロップ・サイレージ（稲発酵粗飼料）の生産もする計画だ。

目指す経営規模は60頭。繁殖農家としてはかなり大きい方だ。村とともに天野さんを支援するJAふくしま未来そうま地区畜産センターの太田和洋課長は「米などとの複合経営でない繁殖専業なら、30頭以上はないと生計が成り立たない」と指摘する。

同じ地区には、南相馬市からも畜産の新規就農者が入り、同程度の規模で繁殖を始めることになっている。「困ったときにはお互い助け合うように」という太田課長の計らいだ。米作りの本格的な再開が見通せないなか、農地を活用すれば一石二鳥になる。畜産農家がいることで、米や野菜の生

産に必要な堆肥も確保できる。

天野さんが飯館村への移住を考えたのは、村から相馬市に避難してきた先輩農家に誘われたからだ。原発事故の影響が比較的軽く、避難指示が出なかった相馬市内では、繁殖の頭数を増やすにも土地などの確保が難しいという事情もあった。

飯館村役場の積極的な後押しも大きい。元々の村民でなくても、村外からの「通い」でも、村内で農業を営むなら全力でバックアップするのが村の基本姿勢だ。復興関連の補助金の使い方などについても、役場の担当者が親身になって知恵を出してくれた。

「いろいろな人とのつながりが大きい。自分も飯館に行くからには、畜産の仲間たちと力を合わせ、飯館牛というブランドを復活させたい。集落の集まりなどにも積極的に顔を出して、地元の人たちに頼られるような存在になりたいですね」と、天野さんは「村民」になる抱負を語った。

(6) 農地と墓の守り手として

「戻る気はなかったが（原発事故が起きて）このままだと先祖から受け継いだ土地や墓を守る人間がいなくなってしまう、それはまずいと思ったんです」。

16年4月に避難指示が解除された葛尾村野川地区の十良内集落^{じゅうろううち}。自宅近くの十数aの畑で小菊とアスパラを栽培する齊藤洋平さん（41）＝写真6＝は、帰還した理由をそう語る。

先祖代々の農家で、子どものころは葉タバコや牛の繁殖を手がけていた。父親を早



写真6 齊藤洋平さん

く亡くし、隣町の田村市にある県立高校を卒業した後は橋梁専門の建設会社に就職した。

全国各地の工事現場を回る生活だった。震災発生時は、たまたま福島県南部の埴町にいた。原発事故による避難指示を受け、母は葛尾村から二十数km離れた三春町の応急仮設住宅へ、妻は青森県八戸市の実家へと分かれて避難した。「家族がバラバラの状態は良くない」と考え、仙台市の別の建設会社に転職、避難指示の解除を受けて葛尾村に戻った。築100年だった家を建て直し、ようやく3人の落ち着いた暮らしを取り戻した。

新たな生活の糧として農業を選んだのは、避難生活で転々とする間にアスパラやカスミソウの栽培農家を見て興味を抱いたからだ。農家の生まれではあるが、本格的な農業体験はない。県の浜地域農業再生研究センターや双葉農業普及所に相談し、小菊とアスパラの栽培を始めた。いずれも葛尾村では栽培実績のない作物だ。

農地に生い茂った立木の伐採から始め、18年に初出荷した。農協のほか、地元や田

村市などの食堂、交流施設、直売所などに納入している。猛暑と少雨のため小菊の出荷がお盆に間に合わなくなるなど、苦労は多い。少しずつ規模を広げていきたいが、忙しい出荷時期にパートで雇える人が近所にいないといった制約もある。

「不安はあるけど、やはり挑戦ですね。頑張れば『自分もやってみよう』という人が出てきて、戻ってくる人も増えるかも知れないし」と話す。周辺の農家にも小菊などを勧めている。高齢者が多いせいか、反応はいま一つだが、隣の集落には関心を示す人もいる。

農業の研修会などに参加し、地域の内外にいろいろな人間関係ができたのも収穫だ。同級生らが集まると、大半は農業をやっていないのに「牛をやってみようかな」「空いた農地をどうする」といった話になる。そんな友人にアスパラの苗を分けるなどして、齊藤さんは「種まき」を続けている。

(7) 北の国から「ふるさと」を再生

広大な田園風景に建つ6棟のビニールハウス。園芸用に見えるが、中からは牛の鳴き声が響く。札幌市から三十数km東の北海道栗山町で和牛の繁殖を営むのは飯舘村出身の菅野義樹さん(41) = 写真7 = だ。

同町は米、麦、バレイショなどの生産が盛んな水田・畑作地帯。競合する畜産農家は少なく、麦わら、もみ殻などを堆肥にして農地に還元する「耕畜連携」に取り組みやすい。目指す循環型農業の条件が栗山にはそろっていた。飼育する牛は60頭、利用し



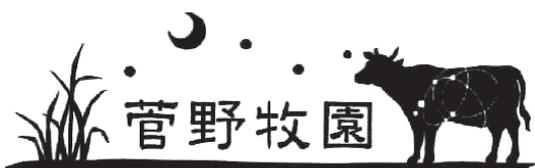
写真7 菅野義樹さん

ている農地は耕畜連携分を含め30haに上る。

飯館村では父の義人さん(66) = 写真8 = の畜産と米作りを手伝っていた。原発事故で茨城県への避難を経て北海道へ渡ったのは、大学で畜産を学んだ土地だからだ。長沼町の農場でしばらく働いた後、農地が取得しやすく町も新規就農の受入れに熱心な栗山町を自立の舞台に選んだ。飯館村からの支援も受け、2年間の研修を経て14年に「菅野牧園」 = ロゴ = を開いた。



写真8 菅野義人さん



菅野牧園ロゴ

福島への帰還も考えなかったわけではない。川内村^(注6)での就農を検討したが、まだ原発事故による混乱が続き、畜産を営む環境ではなかった。県の試験研究機関に勤務する選択肢もあったが、雇われ仕事では自分の成長につながらない。「30代後半の自分に残された時間は少ない。ノウハウを習得し必要とされる人間にならないと、飯館のためにもならない」と考えた。

義人さんは「もう少し待てば(飯館での営農再開に)見通しも立つ。待てないのか」と再考を求めたが、最終的には受け入れた。今は「壁にぶつかっても、それを前向きにとらえて成長につなげてくれれば」と話す。自身は飯館に戻り、ハード偏重の復興政策やずさんな除染に怒りを覚えながら、緑肥栽培など自分なりの方法で農地再生を目指している。

義樹さんも、飯館に貢献したい思いは同じだ。「規模拡大やブランド作りは大事だが、単なる農産物の売り買いではなく(生産者と消費者が)さまざまな体験を共有することで関係性を深め、そのなかでモノが動いていく——飯館のような中山間地には、そういう農業も必要だろう」。

その「場」を作るため、去年は農家レストランを開業した。雄大な景色の中で食を楽しみ、農の営みに触れてもらう、そんな場所だ。

本当の価値は目に見えない部分にある。「飯館では土地の神様、田んぼの神様、亡くなったじいちゃん、ばあちゃんたちがいつも一緒にいるように感じていた。何か大

きなものに守られている感覚があった。飯館の人々が最も深い喪失感を抱いているのはそこだと思うし、地域に関心を抱き移住する若い世代も、そういうものを求めているんじゃないか。

600km離れた北の大地に人が集う場を作り、その経験を基にふるさと飯館でもコミュニティーを再生させる。前例のない試みは、まだ始まったばかりだ。

(注6) 飯館村と同じ阿武隈高地の山間部に位置する川内村は、原発から20km圏内の東部地域に避難指示が出たが、14年10月1日に一部を残して解除され、16年6月14日にすべて解除された。

おわりに

飯館村では上記以外にも、移住者や二地域居住者（二つの地域を行き来して暮らす人）らによる就農の事例がいくつかある。帰還した住民による営農再開の動きも、同じ時期に避難指示が解除された他の町村と比べて明らかに活発だ。

その背景として、独自の農政展開を指摘しておきたい。まず、飯館村は菅野義樹さんのように村外で営農を再開する農業者にも積極的な支援を行ってきた。

国などは「避難先での営農を認めると戻ってこなくなるのでは」と難色を示したが、村側は「村とのつながりを維持してもらうことが重要だ。支援しなければ、本当に村との関係が切れてしまう」と粘り強く説得し、最後は国も折れたという。

紹介した若手農業者のなかには、住まいを近隣自治体に置き「通い」で農業を営ん

でいるケースもある。それらも広義の「関係人口^(注7)」と呼べるだろう。

村外から移住して就農する天野さんのようなケースについても「被災者でない人に復興関連の制度を適用するのは不適切」という議論があるという。だが、村は「被災者かどうかは問題ではない。地域の復興につながる取組みなら支援を惜しまない」というスタンスを貫いている。

このほか「認定農業者」や「販売農家」の定義に当てはまらない自給的な「生きがい農業者」にも設備投資資金などを助成する村独自の制度を創設した。高齢者の生きがいや地域のにぎわい回復だけでなく、より本格的な農業経営へのステップアップ、または新規就農の呼び水にもなりうる施策だ。このような柔軟な発想が、農業を志す人々にとって飯館村を魅力的な場所になっている。

もう一つの背景は、村が震災前から取り組んできた「までいライフ」の精神に基づく村づくりだろう。

「までい」は手間を惜しまぬ心のこもった作法であり、経済的利益より心の豊かさを重視する価値観でもある。村は1990年、若い既婚女性を欧州の農村などに派遣して見聞を広げる「若妻の翼」事業を始めた。市町村合併や行政区ごとの地域振興計画策定を巡っても、一般住民の参加による丁寧な議論を重ねてきた。

このような行政手法は、住民の主体性とオープンで豊かな人間関係（社会関係資本）を育てた。それが地域外からも人を引きつ

け、災害に対する復元力（レジリエンス）を高めているように思える。

「飯館村の露出度がメディアで高いのは、女性や高齢者も含めて村民がみな自分の言葉を持っているからだと思う。（住民の自立と参加を促す村の）施策が人を作ってきたのではないか」という菅野義樹さんの言葉が、それを裏付ける。

逆説的だが、被災地であること自体も人を引き寄せる力になりうる。災害を契機として地域に関心を抱き、そこに自分の役割を見いだす人もいるからだ。

紹介した事例にも、災害が契機となって土地や家族とのつながりを意識し、Uターン就農するというパターンがあった。これは熊本地震（16年4月）など他の被災地でも見られる事象だ。^(注8)

ただ、このような動きが必ず出てくるとは限らない。災害が断ち切るつながりは、災害を機に生まれるつながりをはるかに上回る。「希望は絶望のど真ん中に^(注9)」という言葉にリアリティーを与えるには、粘り強い「もやい直し」の努力が必要だ。

(注7) 居住はしなくても地域に多様なかわりを持つ人々のこと。詳細は本誌掲載の岡山論文を参照されたい。

(注8) たとえば16年6月25日付熊本日日新聞（ウェブ版）は、熊本地震で深刻な被害があった熊本県西原村に20～40代の男女3人が東京などから帰郷し、酪農後継者になった事例を紹介している。

(注9) ジャーナリスト・むのたけじ氏（故人）の著書のタイトル。むの氏は戦争遂行に協力した翼賛報道への反省から朝日新聞を退社、反戦平和を訴え続けた。

（ゆきとも わたる）



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(61)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(61)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(61)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(62)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(62)
6. 農業協同組合 主要勘定	(62)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(64)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(64)
9. 金融機関別預貯金残高	(65)
10. 金融機関別貸出金残高	(66)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (6362) 7752
FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2013. 12	49,434,382	4,175,235	27,597,120	5,471,704	52,584,827	16,608,334	6,541,872	81,206,737
2014. 12	52,197,490	3,690,975	33,227,692	6,368,725	56,659,742	19,250,488	6,837,202	89,116,157
2015. 12	55,507,312	3,278,644	34,767,777	12,585,425	57,758,069	18,593,991	4,616,248	93,553,733
2016. 12	63,158,916	2,601,504	43,463,382	24,734,173	62,111,397	11,188,920	11,189,312	109,223,802
2017. 12	65,682,512	1,937,230	38,925,638	27,470,060	57,134,991	10,683,755	11,256,574	106,545,380
2018. 7	66,847,776	1,601,665	34,256,456	27,405,290	51,471,582	11,399,305	12,429,720	102,705,897
8	66,557,692	1,558,640	33,486,370	24,174,612	51,554,384	11,915,002	13,958,704	101,602,702
9	66,780,674	1,515,522	36,201,096	25,841,894	53,959,073	12,571,108	12,125,217	104,497,292
10	66,608,446	1,472,401	33,112,315	25,078,411	52,214,512	12,995,275	10,904,964	101,193,162
11	65,994,876	1,429,293	32,295,555	22,245,610	52,311,209	14,016,714	11,146,191	99,719,724
12	66,311,414	1,386,802	32,855,170	22,187,998	52,131,324	14,730,399	11,503,665	100,553,386

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2018年12月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	55,722,308	-	2,585,663	969	5,997	-	58,314,937
水産団体	1,852,246	-	126,654	1	33	-	1,978,934
森林団体	1,818	-	4,660	17	280	-	6,774
その他会員	2,069	-	17,160	10	-	-	19,238
会員計	57,578,440	-	2,734,137	996	6,310	-	60,319,884
会員以外の者計	450,826	13,974	395,405	86,549	5,011,832	32,946	5,991,531
合計	58,029,266	13,974	3,129,542	87,545	5,018,142	32,946	66,311,415

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。
2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 315,064百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2018年12月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	1,663,823	105,754	151,674	-	1,921,251
	開拓団体	8	8	-	-	16
	水産団体	35,642	3,283	8,451	-	47,376
	森林団体	2,231	2,690	2,782	3	7,707
	その他会員	603	675	20	-	1,298
	会員小計	1,702,308	112,411	162,926	3	1,977,648
	その他系統団体等小計	94,506	9,925	46,189	-	150,621
計	1,796,814	122,336	209,115	3	2,128,269	
関連産業	3,494,655	34,951	923,507	1,871	4,454,983	
その他	8,016,524	2,414	128,209	-	8,147,147	
合計	13,307,993	159,701	1,260,831	1,874	14,730,399	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2018. 7	9,042,454	57,805,322	66,847,776	-	1,601,665
8	8,744,025	57,813,667	66,557,692	-	1,558,640
9	8,805,619	57,975,055	66,780,674	9,900	1,515,522
10	8,736,838	57,871,608	66,608,446	-	1,472,401
11	8,182,073	57,812,803	65,994,876	22,980	1,429,293
12	8,252,867	58,058,547	66,311,414	32,880	1,386,802
2017. 12	8,733,111	56,949,401	65,682,512	10,000	1,937,230

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2018. 7	88,249	27,317,040	51,471,582	10,962,059	7,614	-	158,807
8	32,124	24,142,487	51,554,384	11,022,024	5,339	-	163,963
9	66,667	25,775,226	53,959,073	10,784,664	2,839	-	166,747
10	31,299	25,047,111	52,214,512	10,662,171	1,674	-	168,444
11	83,621	22,161,988	52,311,209	10,633,587	1,501	-	169,215
12	87,736	22,100,262	52,131,324	10,567,775	7,105	-	159,700
2017. 12	62,472	27,407,588	57,134,991	12,042,840	7,770	-	172,358

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2018. 7	66,590,585	65,408,094	1,494,125	1,965,482	1,975,111
8	66,812,627	65,534,142	1,478,665	1,965,482	1,976,207
9	66,484,352	65,427,656	1,380,143	2,051,882	1,976,207
10	66,833,627	65,605,297	1,441,221	2,051,883	1,976,207
11	66,681,021	65,559,873	1,537,338	2,051,882	1,976,207
12	67,516,333	65,998,348	1,322,000	2,188,482	1,976,207
2017. 12	65,494,440	64,003,705	1,302,452	1,677,232	1,954,038

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2018. 6	35,169,654	68,123,302	103,292,956	639,399	500,703
7	34,697,629	68,514,296	103,211,925	642,089	512,041
8	35,197,419	68,508,958	103,706,377	624,358	498,980
9	35,188,877	68,282,196	103,471,073	651,166	532,868
10	36,016,283	67,955,823	103,972,106	645,812	532,312
11	35,714,403	68,205,607	103,920,010	622,694	516,191
2017. 11	33,555,343	67,651,283	101,206,626	582,688	411,604

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	2,756,536	3,480,488	28,019,432	102,705,897
-	2,736,813	3,480,488	27,269,069	101,602,702
-	2,345,944	3,480,488	30,364,764	104,497,292
-	2,321,662	3,480,488	27,310,165	101,193,162
-	2,412,508	3,480,488	26,379,579	99,719,724
-	2,816,556	3,480,488	26,525,246	100,553,386
-	2,498,641	3,480,488	32,936,509	106,545,380

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
10,163,132	1,075,726	1,638	11,399,305	818,000	11,604,107	102,705,897
10,676,154	1,073,473	1,411	11,915,002	2,000,000	11,953,366	101,602,702
11,340,214	1,062,698	1,447	12,571,108	1,075,000	11,047,379	104,497,292
11,704,903	1,120,526	1,400	12,995,275	490,000	10,413,291	101,193,162
12,666,995	1,178,905	1,596	14,016,714	885,000	10,259,691	99,719,724
13,307,992	1,260,831	1,874	14,730,399	610,000	10,886,560	100,553,386
9,390,147	1,118,635	2,614	10,683,755	1,335,000	9,913,804	106,545,380

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
70,443	45,508,951	45,456,130	25,000	974,318	17,957,973	7,467,616	1,880,202
66,578	45,379,501	45,324,788	25,000	985,542	18,214,335	7,551,971	1,899,972
67,758	44,851,874	44,807,556	40,000	988,049	18,502,061	7,645,551	1,934,962
64,739	44,821,712	44,768,227	20,000	1,009,002	18,644,943	7,770,922	1,935,626
69,479	44,692,384	44,636,068	49,730	1,025,743	18,640,139	7,784,517	1,936,600
87,896	45,716,650	45,667,468	79,746	1,029,248	18,489,656	7,870,280	1,967,259
81,049	44,124,017	44,078,410	30,000	831,932	18,147,091	7,280,854	1,784,539

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
424,589	78,675,178	78,427,799	3,820,068	1,457,908	21,794,236	162,793	648	
434,626	78,576,275	78,332,375	3,950,664	1,554,947	21,834,885	162,543	648	
437,452	78,894,919	78,633,614	4,029,269	1,601,327	21,859,708	163,884	648	
412,615	78,597,348	78,336,915	4,097,020	1,653,488	21,871,659	163,789	648	
421,641	78,939,474	78,671,813	4,148,046	1,672,032	21,836,539	162,590	648	
431,827	78,888,237	78,615,752	4,091,981	1,620,845	21,842,254	152,456	648	
435,079	76,266,032	76,018,489	3,954,781	1,632,313	21,679,360	161,950	654	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2018. 9	2,482,544	1,770,450	35,467	55,890	16,409	1,995,189	1,974,301	82,955	468,109	
10	2,497,571	1,782,791	35,467	55,909	16,866	2,006,072	1,986,980	83,063	469,381	
11	2,506,865	1,793,940	35,467	55,908	17,960	2,014,962	1,994,073	83,495	464,068	
12	2,500,487	1,796,155	36,267	55,931	17,216	2,017,513	1,994,760	83,796	459,593	
2017. 12	2,447,399	1,746,278	28,068	55,429	16,544	1,948,928	1,926,383	81,822	469,363	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2018. 7	771,571	425,993	84,701	59,946	98,748	6,509	767,263	758,156	400	146,563	6,384	76
8	767,000	422,524	84,837	60,403	98,810	5,878	763,569	754,864	400	146,704	6,308	76
9	778,638	429,453	85,043	60,014	98,873	5,581	778,971	769,665	400	147,102	6,338	76
10	802,063	446,390	86,233	60,032	98,929	6,603	807,234	798,584	400	146,535	2,427	76
2017. 10	826,612	455,408	90,737	64,433	107,174	6,571	832,479	823,342	400	153,046	7,238	80

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残 高	2015. 3	936,872	580,945	3,067,377	2,432,306	632,560	1,319,433	192,063	
	2016. 3	959,187	597,361	3,235,087	2,482,863	642,280	1,347,476	195,607	
	2017. 3	984,244	622,288	3,433,657	2,543,180	657,873	1,379,128	199,392	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2017. 12	1,023,172	654,944	3,489,735	2,583,346	670,574	1,421,840	204,525	
	2018. 1	1,017,769	650,320	3,535,579	2,562,605	662,674	1,410,888	203,329	
	2	1,019,417	651,133	3,544,445	2,568,001	663,535	1,414,939	203,618	
	3	1,013,060	648,140	3,593,112	2,620,107	668,302	1,409,772	203,399	
	4	1,018,960	654,510	3,674,060	2,617,960	673,110	1,423,775	204,513	
	5	1,017,212	653,379	3,705,121	2,634,961	647,247	1,417,632	203,338	
	6	1,032,930	665,110	3,625,978	2,656,147	655,141	1,434,210	205,749	
	7	1,032,119	665,906	3,652,310	2,629,287	648,906	1,428,333	205,194	
8	1,037,064	668,126	3,638,160	2,631,747	649,557	1,432,528	205,939		
9	1,034,711	664,844	3,648,840	2,637,998	654,304	1,437,739	206,812		
10	1,039,721	668,336	3,667,003	2,619,863	649,187	1,434,996	206,130		
11	1,039,200	666,810	3,702,540	2,625,252	649,227	1,431,085	205,796		
12	P 1,047,214	675,163	P 3,632,760	P 2,642,527	P 656,377	1,445,832	207,742		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
前 年	2015. 3	2.4	4.5	4.3	3.2	2.9	3.0	2.9	
	2016. 3	2.4	2.8	5.5	2.1	1.5	2.1	1.8	
	2017. 3	2.6	4.2	6.1	2.4	2.4	2.3	1.9	
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
同 月 比 増 減 率	2017. 12	2.9	4.5	4.9	2.5	2.0	2.4	2.0	
	2018. 1	2.9	4.3	5.3	2.6	1.7	2.2	1.9	
	2	2.9	4.3	5.5	2.3	1.6	2.1	1.9	
	3	2.9	4.2	4.6	3.0	1.6	2.2	2.0	
	4	2.9	4.3	6.0	2.6	1.8	2.1	2.0	
	5	2.8	4.1	5.8	3.3	△1.8	1.9	1.7	
	6	2.8	4.0	4.9	3.6	△1.5	2.2	1.9	
	7	2.7	3.9	5.4	3.3	△1.7	2.0	1.8	
	8	2.8	3.5	5.0	3.1	△1.8	1.9	1.8	
	9	2.7	3.3	5.5	3.2	△1.7	1.9	1.8	
	10	2.8	3.4	4.6	2.9	△2.0	1.7	1.6	
	11	2.7	3.1	4.3	2.8	△2.0	1.7	1.7	
12	P 2.3	3.1	P 4.1	P 2.3	P △2.1	1.7	1.6		

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
 5 八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併による、きらぼし銀行の発足によって、第二地方銀行の計数は41行の合計から、2018年5月末以降40行の合計となっている。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2019年2月20日現在、掲載情報タイトル4,272件)

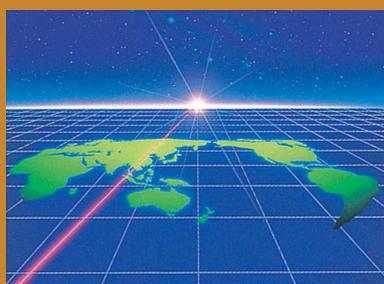
The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a title bar with the text '農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ'. To the right of the title bar are links for '文字サイズ変更', '標準', '拡大', 'サイトマップ', 'リンク集', and 'English'. Below the title bar is a search bar with the text 'Google® カスタム検索' and a '検索' button. The main navigation menu consists of four tabs: 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. Below the navigation menu is a search bar with the text 'キーワード検索' and a '検索' button. The main content area features a large banner with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～' and a sub-header '2011.3.11東日本大震災・福島第一原子力発電所事故は、広域にわたり農林漁業に甚大な被害をもたらしました。このサイトは、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合など）が震災・原発事故からの復旧・復興にどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために開設した、いわば現在進行形のアーカイブズです。'. Below the banner are four main sections: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取組み', and '原発関連'. At the bottom of the page, there is a '更新情報 Update' section with an 'RSS' link and a '更新情報一覧' link. To the right of the '更新情報 Update' section are social media links for 'ツイート' (33), 'いいね!' (40), and 'つぶやく'. Below the social media links is a 'お知らせ News' section with a 'お知らせ一覧' link.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2019年3月号第72巻第3号〈通巻877号〉3月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社